

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>I 基本的考え方</p> <p>I-1 金融監督に関する基本的考え方</p> <p>(1) 金融監督の目的は、<u>信用秩序の維持、預金者保護の確保、金融の円滑を図る観点から、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保することにある</u>（銀行法（以下「法」という。）第1条参照）。</p> <p>(2) 金融庁としては、<u>明確なルールに基づく透明かつ公正な行政を確立することを基本としている。</u>  このため、監督をはじめ検査・監視を含む各分野において、行政の効率性・実効性の向上を図り、更なるルールの明確化や行政手続き面での整備等を行うこととしている。  また、金融機関の経営の透明性を高め、市場規律により経営の自己規正を促し、預金者等の自己責任原則の確立を図るため、金融機関のディスクロージャーをより一層推進することも重要である。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>I 基本的考え方</p> <p>I-1 <u>金融検査・監督に関する基本的考え方</u></p> <p>(1) <u>金融検査・監督の目的は、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を期し、もって国民経済の健全な発展に資することにある</u>（銀行法（以下「法」という。）第1条参照）。</p> <p>(2) 金融庁としては、<u>発足当初より、明確なルールに基づく透明かつ公正な行政を確立することを基本としている。</u>  このため、監督をはじめ検査・監視を含む各分野において、行政の効率性・実効性の向上を図り、更なるルールの明確化や行政手続き面での整備等を行うこととしている。  また、金融機関の経営の透明性を高め、市場規律により経営の自己規正を促し、預金者等の自己責任原則の確立を図るため、金融機関のディスクロージャーの<u>充実を継続的に推進</u>することも重要である。</p> <p>(3) <u>行政の透明性や公正性は、今後も行政運営の基本である。しかしながら、ルールを明確化しようとするばかり過度に詳細なチェックリスト等を策定し、問題の根本原因やこれが広がりをもって他の問題として生じる可能性を踏まえた実質的な検証等を行うことなく、網羅的な検証項目に基づいた事後的かつ一律の検証を機械的に反復・継続するに止まれば、かえって、金融機関において、経営全体や問題の根本原因を踏まえた真に重要な課題の把握、再発防止に向けた根本原因の解決、将来に向けた早め早めの対応や、より良い実務に向けた創意工夫の発揮が進まな</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p>	<p><u>い等の弊害を惹起しかねない。</u></p> <p><u>金融庁としては、各金融機関の規模・特性や財務の健全性・コンプライアンス等に係る重大な問題が発生する蓋然性等に応じて、実態把握や対話等によるオン・オフ一体のモニタリングを継続的に行い、必要に応じて監督上の措置を発動すること等により重大な問題の発生を事前に予防し、併せて、対話等を通じ金融機関によるより良い実務に向けた様々な取組みを促していく。</u></p> <p><u>(参考)「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(平成30年6月29日)</u></p> <p><u>(4) 金融機関の検査・監督に携わる職員は、(1)から(3)の基本的考え方を踏まえつつ、業務遂行に当たって、以下の事項を行動規範とし、行政の信認の確保に努めることとする。</u></p> <p><u>① 国民からの負託と職務倫理の保持</u></p> <p><u>自らの業務が国民から負託された職責に基づくものであって、その遂行に当たっては、I-1(1)における金融検査・監督の目的を最優先の課題として行う必要があることを意識するとともに、職務に係る倫理の保持に努め、金融行政に対する国民の信頼を確保することを目指す。</u></p> <p><u>② 綱紀・品位、秘密の保持</u></p> <p><u>金融行政の遂行に当たり、綱紀・品位及び秘密の保持を徹底し、穏健冷静な態度で臨む。</u></p> <p><u>③ 大局的かつ中長期的な視点</u></p> <p><u>金融サービスを利用する国民や企業の目線に立って、局所的・短期的な問題設定・解決のみに甘んじるのではなく、根本原因を把握し、大局的かつ中長期的な視点から、早め早めに問題解決に取り組む。</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>I-2 監督部局の役割と監督事務の基本的考え方</p> <p>I-2-1 監督部局の役割</p>	<p>④ 公正性・公平性  <u>法令等に基づく適正な手続きに則り、各金融機関の状況を踏まえて、公正・公平に業務を遂行する。また、国内の金融機関等と、日本において営業を行っている外国金融機関の支店又は外国法人の子会社である金融機関等との間で、法令等に基づく合理的な理由なく、異なる取扱いを行わない。</u></p> <p>⑤ 金融機関の自主的努力の尊重  <u>金融検査・監督の目的を達成するためには、金融機関による自主的な取組みと創意工夫が不可欠であることを自覚し、私企業である金融機関の業務の運営についての自主的な努力を尊重するよう配慮する。</u></p> <p>⑥ 自己研鑽  <u>諸外国を含む金融に関する諸規制や金融機関の動向等のほか、金融という経済インフラを取り巻く幅広い社会・経済事象について、基本的知見を養う。また、対話等を行う自らの業務遂行に当たっては、各金融機関固有の実情に係る深い知見はもとより、経営分析、ガバナンス、リスク管理、資産運用等の課題に応じた高い専門性に基づいた分析等が必要であり、これらの能力の習得に向けた自己研鑽に日々努める。</u></p> <p>⑦ 適切かつ密接な組織内外の関係者との連携  <u>実効性の高い検査・監督を実現するためには、自らの所管に限らない広い視野が重要であり、庁内外の様々な主体と適切かつ密接に連携する。</u></p> <p>(削除)</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>我が国の金融監督システムは、いわゆる「オンサイト」と「オフサイト」の双方のモニタリング手法から構成されているが、これは、それぞれのモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い金融監督を実現するためである。行政組織上は、前者を検査部局が、後者を監督部局が担当しているが、両部局が適切な連携の下に、それぞれの機能を的確に発揮することが求められる。</u></p> <p><u>このような枠組みの中で、監督部局の役割は、検査と検査の間の期間においても、継続的に情報の収集・分析を行い、金融機関の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行っていくことである。</u></p> <p><u>具体的には、金融機関に対して定期的・継続的に経営に関する報告を求める等により、金融機関の業務の状況を常に詳細に把握するとともに、金融機関から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行い、経営の健全性の確保等に向けた自主的な取組みを早期に促していくことが、監督部局の重要な役割といえる。</u></p> <p><u>特に、監督部局は、個別金融機関の状況のみならず、金融機関全体の状況についても幅広く知る立場にあることから、他金融機関との比較分析を通じて、当該金融機関が全体の中でどのような状況に置かれているかを的確に把握し、分析結果の金融機関への還元及びヒアリングなどを通じて、問題改善が適切になされるよう図っていくことが重要である。</u></p> <p><u>I-2-2 監督事務の基本的考え方</u></p> <p><u>上記を踏まえると、監督部局による監督事務の基本的考え方は次のとおりである。</u></p>	

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(1) <u>検査部局との適切な連携の確保</u></p> <p><u>監督部局と検査部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図り、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い金融監督を実現することが重要である。このため、監督部局においては、検査部局との連携について、以下の点に十分留意することとする。</u></p> <p>① <u>検査を通じて把握された問題点については、監督部局は、問題点の改善状況をフォローアップし、その是正につなげていくよう努めること。また、必要に応じて、行政処分等厳正な監督上の措置を講じること。</u></p> <p>② <u>監督部局がオフサイト・モニタリングを通じて把握した問題点については、次回検査においてその活用が図られるよう、検査部局に還元すること。</u></p> <p>(2) <u>金融機関との十分な意思疎通の確保</u></p> <p><u>金融監督に当たっては、金融機関の経営に関する情報を的確に把握・分析し、必要に応じて、適時適切に監督上の対応につなげていくことが重要である。このため、監督部局においては、金融機関からの報告に加え、金融機関との健全かつ建設的な緊張関係の下で、日頃から十分な意思疎通を図り、積極的に情報収集する必要がある。具体的には、金融機関との定期的な面談や意見交換等を通じて、金融機関との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するよう努める必要がある。</u></p> <p>(3) <u>金融機関の自主的な努力の尊重</u></p> <p><u>監督当局は、私企業である金融機関の自己責任原則に則った経営判断</u></p>	

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>を、法令等に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にある。金融監督に当たっては、このような立場を十分に踏まえ、金融機関の業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。</u></p> <p>(4) 効率的・効果的な監督事務の確保</p> <p><u>監督当局及び金融機関の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は、金融機関の規模や特性を十分に踏まえ、効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、金融機関に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。</u></p> <p><u>既報告や資料提出等については、金融機関の事務負担軽減等の観点を踏まえ、年1回定期的に点検を行う。その際、金融機関の意見を十分にヒアリングするとともに、検査局等との適切な連携に留意する。</u></p> <p><u>また、金融機関の小規模な営業所等に関して、金融機関に報告や資料提出等を求める場合には、取り扱うサービスや商品などに関する当該営業所等の特性を十分に踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないように配慮する。</u></p> <p>(参考) <u>金融監督の原則と監督部局職員の心得（行動規範）（平成17年9月2日）</u></p> <p>I-3 監督指針策定の経緯</p> <p>(1) 通達の見直しと事務ガイドラインの制定 平成10年6月の金融監督庁の発足を前に、旧大蔵省は、ルールに基づ</p>	<p>I-2 監督指針を巡るこれまでの経緯</p> <p>(1) 通達の見直しと事務ガイドラインの制定 平成10年6月の金融監督庁の発足を前に、旧大蔵省は、ルールに基づ</p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>く透明かつ公正な金融行政への転換の一環として、金融関係の通達等を全面的に見直し、大幅な廃止及び省令・告示化などを行い、行政の透明性の向上を図ることとした。</p> <p>その一環として、行政の統一的な運営を図るための法令解釈、部内手続き及び業務の健全性に関する着眼点等については、行政部内の職員向けの手引書である「事務ガイドライン」として取りまとめられ、一般にも公表された。</p> <p>その後、法律改正等に対応して、逐次、事務ガイドラインの改定が行われている。</p> <p>(2) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の策定</p> <p>中小・地域金融機関（注）については、平成 15 年 3 月に公表された「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を踏まえ、平成 16 年 5 月、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が策定された。</p> <p>これは、行政部内の職員、特に中小・地域金融機関の監督を直接担当する財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務所を含む。）の職員向けの手引書として、中小・地域金融機関の監督事務に関し、その基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について、従来の事務ガイドラインの内容も踏まえ、体系的に整理したものである。</p> <p>一方、主要行については、当時、「金融再生プログラム」（平成 14 年 10 月）等に基づき、平成 17 年 3 月末までに不良債権比率を半減させるという目標に向けた取組みを推進中であったことから、主要行向けの総合的な監督指針は、不良債権問題が終結した段階で、策定することとされた。</p>	<p>く透明かつ公正な金融行政への転換の一環として、金融関係の通達等の全面的な見直し等を行った上で、行政の統一的な運営を図るための法令解釈、部内手続き及び業務の健全性に関する着眼点等を、行政部内の職員向けの手引書である「事務ガイドライン」として取りまとめ、公表した。</p> <p>(2) 主要行等及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の策定</p> <p>中小・地域金融機関（注 1）については、平成 15 年 3 月に公表された「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を踏まえ、平成 16 年 5 月、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が策定された。</p> <p>主要行については、「金融再生プログラム」（平成 14 年 10 月）等に基づき、平成 17 年 3 月末までに不良債権比率を半減させるという目標に向けた取組みを推進中であったことから、主要行向けの総合的な監督指針は、不良債権問題が終結した段階で、策定することとされた。</p> <p>その後、不良債権問題の正常化という目標が達成され、金融行政が不良債権問題への緊急対応から脱却し、将来の望ましい金融システムを目指す未来志向の局面（フェーズ）へと移行していく節目を迎えたことを受けて、平成 17 年 10 月、利用者満足度が高く、国際的にも高い評価が得られるような金融システムの実現を目指し、主要行等（注 2）を対象とした本監督指針が策定された。</p> <p>これらは、中小・地域金融機関及び主要行等の監督を担う金融庁及び財</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(注) 中小・地域金融機関とは、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫及び信用組合を指すが、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」においては、労働金庫、信用保証協会についても規定している。</p> <p>(3) 主要行等向けの総合的な監督指針の策定</p> <p>主要行の平成 16 年度決算において不良債権比率は 2.9%となり、「金融再生プログラム」において示された「平成 16 年度には、主要行の不良債権比率を現状（平成 14 年 3 月期：8.4%）の半分程度に低下させ、不良債権問題の正常化を図る」という目標が達成された。</p> <p>金融庁としては、不良債権問題が再び発生し、それが経済の足枷となることのないよう、今後とも個々の金融機関の不良債権の状況やリスク管理態勢等を注視していくこととした。それらを前提とした上で、金融行政は不良債権問題への緊急対応から脱却し、将来の望ましい金融システムを目指す未来志向の局面（フェーズ）へと移行していく節目を迎えることとなり、「金融改革プログラム」（平成 16 年 12 月）等においても、利用者満足度が高く、国際的にも高い評価が得られるような金融システムの実現を目指していくこととされた。</p> <p>このような状況の中で、主要行等（注）を対象とした監督事務を担当している行政部内の職員向けの手引書として本監督指針が策定された。</p> <p>(注) 本監督指針における主要行等とは、いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行、シティバンク銀行、ゆうちょ銀行を指す。</p>	<p>務局の職員向けの手引書として、金融監督の基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について、従来の事務ガイドラインの内容も踏まえ、体系的に整理したものである。</p> <p>(注1) 中小・地域金融機関とは、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫及び信用組合を指すが、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」においては、労働金庫、信用保証協会についても規定している。</p> <p>(注2) 主要行等とは、いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行、ゆうちょ銀行を指す。</p> <p>(I-2(2)へ一部移設)</p>



## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(3) 検査・監督の見直しを踏まえた監督指針の改訂</u></p> <p><u>平成 20 年には、サブプライムローン問題を発端としたアメリカ大手投資銀行の破綻や、これに連鎖したグローバルな金融危機の発生等の混乱が生じたものの、我が国の金融市場は概ね安定的に推移してきた。しかしながら、その後、少子高齢化による国内市場の縮小や世界的な低金利環境の継続、技術革新を通じた新たな競争等により、金融機関の経営環境は厳しさを増し、また、金融機関を巡るリスクの性質と所在の変化が加速している。こうした環境変化の下で、金融機関においては、自らの創意工夫により、持続可能なビジネスモデルを構築し将来にわたる健全性を確保し、また、将来を見据えた適切なコンプライアンス・リスク管理態勢を構築すること等の必要性がこれまで以上に高まっている。</u></p> <p><u>金融庁においても、環境変化や新たな課題の発生に機動的・予防的に対応していく観点から、財務の健全性やコンプライアンス等に係る重大な問題発生<sup>1</sup>の蓋然性等の将来を見据えた分析に基づく早め早めの対応を行うため、検査・監督のあり方について様々な見直しを行っている。</u></p> <p><u>平成 30 年 6 月に、金融行政の基本的な考え方や検査・監督の進め方、当局の態勢整備について整理し「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を策定し、ここにおいて、金融機関のチェックリストによる形式的確認を改め、創意工夫を進めやすくする観点から、検査マニュアルは廃止することとしている。</u></p> <p><u>また、同年 7 月には、金融機関の継続的なモニタリング等を効果的・効率的に行うための組織再編を行い、これまで立入検査を検査局、各種ヒアリング等を監督局が担当していた組織体制を変更し、オン・オフのモニタリングの一体化を進めている。</u></p> <p><u>こうした見直しの一環として、令和元年 12 月に、金融検査マニュアル</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>I-4 主要行等向けの総合的な監督指針の策定上の重点事項</p> <p>主要行等は、規模が非常に大きく我が国経済に大きな影響力を有し国際的な金融活動を展開しているケースも多いので、世界最高水準の金融サービスを提供し、我が国経済の発展と国民生活の向上に寄与することが期待されていると考えられる。</p> <p>このためには、主要行等は、金融仲介において不可欠な要素であるリスク管理について特に高度な対応を行うとともに、利用者利便と国際競争力の向上を目指し、業態に相応しい適切な経営管理（ガバナンス）を行うことが必要である。</p> <p>主要行等向けの総合的な監督指針の策定に当たり、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の意義を踏まえつつ、世界のリーディングバンクに期待される水準を念頭に置き、かつ、バブル崩壊後の様々な経験を踏まえた反省と教訓に照らして、特に重点とした事項は以下のとおりである。</p> <p>(1) 不良債権処理と企業再生（産業と金融の一体再生）</p> <p>我が国経済は、いわゆるバブル崩壊以降、長らく低迷を続けた。この間の銀行を巡る状況を見ると、株価下落により保有株式の含み益が減少し、企業の業績悪化、資産価格の低下等から不良債権が増加し、平成9年秋に</p>	<p><u>の廃止と併せて、本監督指針についても、上記の見直しを踏まえた必要な改正等を行っている。具体的には、実態把握や対話等を通じたオン・オフ一体のモニタリングのあり方や監督指針の位置付け等を改めて整理、過度に細かく特定の方法が記載されている等金融機関の創意工夫を妨げる可能性がある規定について修正等を行った。こうした点については、今後も引き続き検討していく。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>は複数の金融機関等の破綻を契機に金融システムに対する内外の信認が急激に低下した。</u></p> <p><u>平成 10 年～平成 11 年にかけて公的資金による資本増強等やその他の金融システム安定化策の実施により、ジャパンプレミアムは沈静化し、金融システムは落ち着きを取り戻した。</u></p> <p><u>しかしながら、その後も、景気の低迷、株価、地価の下落等が続く中、不良債権の最終処理は進まず、一方で処理額以上の不良債権が新規発生したこともあり、結果として不良債権残高はなかなか減少しなかった。また、損益をみても、不良債権処分損が実質業務純益を上回る厳しい経営環境が続いた。</u></p> <p><u>平成 13 年から、破綻懸念先以下の不良債権のオフバランス化の促進（いわゆる 2 年・3 年ルール等）や特別検査の実施等の取組みが進められたが、平成 14 年の金融再生プログラムにより、平成 16 年度という期限を区切って主要行等の不良債権比率を半減させるという目標の下、資産査定</u> <u>の厳格化、自己資本の充実、ガバナンスの強化という新しい金融行政の枠組みとともに、企業再生インフラの拡充を背景とする「産業と金融の一体再生の取組み」が推進された。</u></p> <p><u>こうした銀行と企業両サイドの努力によって、バブル崩壊後、久しく苦しめられた主要行等の不良債権問題の正常化がようやく図られた。今後は、不良債権問題再発の防止に資するよう、定着した厳格な資産査定を前提に、不良債権の早期認識、早期の財務上の手当て、早期のオフバランス化処理がビルトインされたリスク管理を求めていくこととし、これまでの不良債権処理と企業再生に係る様々な取組みを体系的に整理することとした。</u></p> <p>(2) 自己資本の質</p>	

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>不良債権処理に目処をつけた主要行等も、自己資本の充実に関しては、適切な繰延税金資産の計上及び公的資金の返済を進めながら、質量ともに十分な自己資本を維持するための適切な方策を講じていく必要があると考えられる。</u></p> <p><u>こうした課題に備え、自己資本の適切性（自己資本の質）に関し、国際的な評価基準を踏まえた監督上の着眼点を明確化することとした。</u></p> <p><u>(3) 収益性の改善に向けた取組み</u></p> <p><u>規模が非常に大きく、かつ、複雑なリスクを抱える主要行等は、当該リスクが顕在化した場合に我が国経済に対して及ぼしうる影響の大きさにかんがみ、自己資本の充実を図るほか、リスクを勘案した収益管理等により、一定の期間収益を確保し、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することによって、金融機能を適切に発揮しつつ銀行としての持続可能性（サステナビリティ）を図ることが特に重要である。</u></p> <p><u>その際、IT（情報通信技術）の戦略的活用により、販売チャネルの多様化等に伴う利便性の向上、事務コストの低減等を図っていくことも重要である。</u></p> <p><u>こうしたことを踏まえて、収益性の改善に関する監督上の着眼点をできる限り明確にすることとした。</u></p> <p><u>(4) 統合リスク管理</u></p> <p><u>収益性の改善に向けた新しいビジネスモデルの展開を拡大・強化するには新しいリスクテイクを伴うことから、リスク管理の確立が重要である。したがって、管理会計の構築によりターゲットとする事業分野毎にリスクや収益性を的確に評価できるようにした上で、①銀行が抱える各種リスクを総合的に把握し、経営体力に見合った範囲内にリスクを制御することに</u></p>	

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>より健全性を確保しつつ、②リスクを勘案した収益管理（資源配分、収益性評価）により収益力を向上させるという「統合リスク管理」の取組みがますます重要となる。</p> <p>こうした統合リスク管理の枠組みはまだ完全に確立されてはいないが、主要行等における取組み状況を踏まえ、統合リスク管理に関する監督上の着眼点を新たに明記することとした。</p> <p><u>(5) システムリスク</u></p> <p>主要行等においては、経営統合が相次ぐ中、銀行業務におけるIT（情報通信技術）依存度の高まりやオンライン・リアルタイム・ネットワークの拡大に応じて、システムの安全性・安定性の確保が重要な経営課題となっている。</p> <p>実際にも、①合併に伴うシステム統合におけるATM取引の障害及び多数の口座振替の処理の遅延等、②合併時以外で更新を行ったプログラムの不具合による多数の給与振込等の処理の遅延等の大規模なシステム障害が発生している。このような主要行等のシステム障害は、多数の利用者の日常生活や広範囲にわたる企業の経済活動に大きな影響を与え、中には経営陣が経営責任を問われる事態も発生している。</p> <p>また、犯罪技術の巧妙化等への対応として、①偽造キャッシュカード問題等のATMのセキュリティ、②インターネットバンキングにおける不正防止策、③ネットワークセキュリティ等への対応も求められているところである。</p> <p>こうした事態にかんがみ、主要行等に求められるシステムリスク、とりわけシステム統合リスク・プロジェクト管理態勢とシステムセキュリティについて、監督上の着眼点等を明確にした。</p>	

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>(6) 法令等遵守（コンプライアンス）</u></p> <p><u>金融機関の健全性を支える基本は、リスク管理と法令等遵守（コンプライアンス）である。</u></p> <p><u>企業を巡る不祥事件は世界中で続発しているが、バブル崩壊後の銀行業界においても、様々な不祥事件が相次いだ。我が国を代表する主要行等においても、総会屋利益供与事件、不正融資、行員による巨額損失事件、検査忌避等の犯罪で経営陣が民事・刑事責任を問われた事例も発生しており、こうした事態の再発防止のためにもより強固な自浄機能の確立が求められる。</u></p> <p><u>また、主要行等は組織犯罪の多い都市部に集中して業務展開をしていること等から「振り込め詐欺」等の組織犯罪に「利用されやすい」というリスク特性を有することにも留意する必要がある。</u></p> <p><u>こうしたことを踏まえ、主要行等に求められる法令等遵守態勢の重要事項について、監督上の着眼点を明確化した。</u></p> <p><u>(7) 海外業務及び外国銀行支店</u></p> <p><u>銀行の業務や提供する金融サービスがクロスボーダーに展開される中、海外業務における巨額損失事件等の教訓を踏まえ、海外業務管理に関する監督上の着眼点を拡充することとした。</u></p> <p><u>また、外国銀行支店についても、その特性を勘案した監督上の着眼点を明確化することとした。</u></p> <p><u>(8) 経営管理（ガバナンス）</u></p> <p><u>リスク管理及び法令等遵守を確保する責任は、第一義的には経営陣にあり、経営陣により堅牢な内部統制（インターナルコントロール）組織（内部管理態勢）の構築がなされているかどうかガバナンス評価の基本とな</u></p>	

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>る。</p> <p><u>組織が巨大で、国際的にも業務展開しているケースも多い主要行等の経営管理（ガバナンス）の検証に特に重要な着眼点として、①内部監査等の相互けん制機能の重要性、②社外取締役等の外部人材等の活用、③コーポレートガバナンスの新たな形態である監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社に対する取扱い等を明確化した。</u></p> <p><u>（９）市場規律の確保と利用者保護</u></p> <p><u>金融機関の健全な経営の確保に当たっては、まず、金融機関が自己責任原則に基づき主体的に行う自己規律（経営管理）が根幹となるが、この前提の下で、株主、預金者、取引先等による外部からの監視・けん制が的確に行われ、金融機関の経営に市場規律が確保されることが重要である。</u></p> <p><u>こうした観点から、銀行法上も、財務内容の適正な開示（ディスクロージャー）と、提供する金融サービスに関する十分な情報提供・説明責任（アカウントビリティ）を果たせるような体制整備を義務付ける法制整備が行われている。</u></p> <p><u>利用者保護のための情報提供・相談苦情処理機能の重要性、及び、規模が非常に大きく国際的な投資家の評価にさらされている主要行等の監督に当たっては、株価や格付けなどを通じた市場規律が適切に機能する環境を整えることが重要であること等を踏まえ、情報開示・情報提供に関する監督上の着眼点を整理し、明確化した。</u></p> <p><u>（10）国際的な監督水準の確保</u></p> <p><u>監督当局は、本監督指針の対象となる主要行等の多くが国際的に活動する金融機関であることを踏まえ、監督に当たっては、バーゼル銀行監督委員会等において決定される国際的な銀行監督に関する諸原則・指針（注）</u></p>	<p></p> <p><u>（Ⅱ－１（５）へ移設）</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>等を可能な限り反映するよう努めることとする。</u></p> <p><u>また、主要行等の海外における活動に関し、当該主要行等が拠点を有する国（ホスト国）の金融監督当局と密接に連携する必要がある。</u></p> <p><u>監督指針では、これらの取組み姿勢等を明確化した。</u></p> <p><u>（注）別紙１の監督上の検証プロセスに関するガイダンスを参照のこと。</u></p> <p><u>（11）銀行業への新規参入等の取扱い</u></p> <p><u>これまで新たな形態の銀行や特色ある銀行が設立されたほか、ビジネスモデルの大幅な変更を行う事例も出てきている。これを株主構成面からみると、事業会社等の異業種による銀行業への参入もなされている。</u></p> <p><u>こうした状況や銀行主要株主に対する規制が導入されていることを踏まえ、新規参入等の取扱いに関する監督上の着眼点をできる限り明確化した。</u></p> <p><u>I－5 監督事務上の留意点</u></p> <p><u>I－5－1 主要行等向け監督指針の位置付け</u></p> <p><u>（１）監督指針においては、銀行法等に基づく主要行等の監督事務に関し、その基本的考え方、事務処理上の留意点、監督上の評価項目について、従来の事務ガイドライン及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等の内容も踏まえ、可能な限り体系的に整理した。</u></p> <p><u>また、主要行等の監督を担当する職員の事務の利便に資するよう、必要な情報を極力集約したオールインワン型の手引書（ハンドブック）として位置付けることとした。</u></p>	<p><u>（削除）</u></p> <p><u>I－3 主要行等向け監督指針の位置付け</u></p> <p><u>（１）監督指針は、主要行等の検査・監督を担う職員向けの手引書として、検査・監督に関する基本的考え方、事務処理上の留意点、監督上の評価項目等を体系的に整理したものである。</u></p>



主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2)</u> また、事務の便宜上、①長期信用銀行、②外国銀行支店、③信託兼営銀行、④銀行業への新規参入の取扱い（免許付与、主要株主認可）等についても、一括して整理してある。</p> <p>（注）信託兼営銀行における信託勘定に係る業務については、別途「信託会社等に関する総合的な監督指針」によることとなる。</p> <p><u>(3)</u> 金融庁担当課室においては、本監督指針に基づき主要行等の監督事務を実施するものとする。その際、本監督指針が、金融機関の自主的な努力を尊重しつつ、その業務の健全かつ適切な運営を確保することを目的とするものであることにかんがみ、本監督指針の運用に当たっては、各銀行の個別の状況等を十分踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮するものとする。</p> <p>なお、本監督指針の策定に伴い、<u>事務ガイドライン（第一分冊：預金取扱い金融機関関係）は、廃止することとする。</u></p> <p><u>I-5-2 他の監督指針等との関係</u></p> <p><u>I-5-2-1 「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」との関係</u></p> <p><u>(1)</u> 検査マニュアルは、検査官が金融機関を検査する際に用いる手引書とし</p>	<p><u>(2)</u> 金融庁は、検査・監督に関する方針として、本監督指針のほかに、分野別の「考え方と進め方」や各種原則（プリンシプル）、年度単位の方針、業界団体等への要請等の様々な文書を示しているが、<u>検査・監督を行うに当たっては、各文書の趣旨・目的を踏まえた使い方をするとともに、金融機関に対し当該趣旨を丁寧に説明することとする。</u></p> <p><u>(3)</u> また、事務の便宜上、<u>本監督指針は、①長期信用銀行、②外国銀行支店、③信託兼営銀行、④銀行業への新規参入の取扱い（免許付与、主要株主認可）等についても、一括して整理してある。</u></p> <p>（注）信託兼営銀行における信託勘定に係る業務については、別途「信託会社等に関する総合的な監督指針」によることとなる。</p> <p><u>(4)</u> 金融庁担当課室においては、本監督指針に基づき主要行等の<u>検査・監督</u>事務を実施するものとする。その際、本監督指針が、金融機関の自主的な努力を尊重しつつ、その業務の健全かつ適切な運営を確保することを目的とするものであることにかんがみ、本監督指針の運用に当たっては、各銀行の個別の状況等を十分踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>て位置付けられるものであるが、監督上も有効な着眼点を示すものとなっている。</u></p> <p><u>(2) 監督部局は、オフサイト・モニタリングを実施しつつ、検査（オンサイト）・監督（オフサイト）で得た情報に基づき必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、銀行経営の健全性の確保等に向けた自主的な取組みを早期に促していくという役割を担っている。また、監督部局は、許認可等の申請に基づく行政処分を行う事務も担当している。したがって、</u></p> <p><u>① 検査マニュアルに加えて、こうした監督事務のための指針・マニュアルが必要となる。</u></p> <p><u>② さらに、明確なルールに基づく透明かつ公正な行政の確立という観点からは、銀行に対して行政処分等の予見可能性についても可能な限り明確化していく必要もある。</u></p> <p><u>(3) こうしたことから、監督部局の職員向けの手引書として、行政処分等の前提となる監督上の評価項目、オフサイト・モニタリングや不利益処分及び申請等に対する行政処分等の事務処理方法、法令等の解釈等について、「監督指針」の形でその留意点等を網羅的に取りまとめ、併せて公表するものである。</u></p>	
<p><u>I-5-2-2 「金融コングロマリット監督指針」との関係</u></p> <p><u>(1) 銀行持株会社の監督指針については、「金融コングロマリット監督指針」及び本監督指針の銀行に関する規定に準じることを基本とする。</u></p> <p><u>(2) なお、コングロマリット監督指針の対象は銀行持株会社に限定されてお</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>らず、同指針の監督上の着眼点等は必ずしも銀行持株会社の特性を十分考慮したものとはなっていないものもあること、また、本監督指針の銀行に係る部分も必ずしも持株会社に必要な規定を網羅していないことから、銀行持株会社特有の留意事項等については、本監督指針の銀行持株会社に関する部分（Ⅳ）において補足して規定している。</p> <p><u>I-5-2-3</u> 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律及び預金保険法に基づき公的資本増強を受けた銀行等・銀行持株会社に対するフォローアップとの関係</p> <p><u>(1)</u> 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（以下「早期健全化法」という。）に基づき公的資本増強を受けた銀行・銀行持株会社に対するフォローアップ事務は、本監督指針とは別に定められている、一連の金融再生委員会の決定や金融庁作成のガイドライン（注）に基づき行われることに留意する。なお、預金保険法第102条第1項第1号に基づき公的資本増強を受けた銀行等・銀行持株会社に対するフォローアップ事務については、これらを準用することとする。</p> <p>（注）主要なルールは、以下のとおりである。</p> <p>① 金融再生委員会決定</p> <p>イ. 早期健全化法により資本増強を受けた金融機関のフォローアップ（骨子）（平成11年6月29日）</p> <p>ロ. 転換権付優先株の転換権行使について（平成11年6月29日）</p> <p>ハ. 経営健全化計画の見直しについての基本的考え方（平成11年9月30日）</p> <p>ニ. 資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置について（平成11年9月30日）</p>	<p>（5）金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律及び預金保険法に基づき公的資本増強を受けた銀行等・銀行持株会社に対するフォローアップとの関係</p> <p>① 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（以下「早期健全化法」という。）に基づき公的資本増強を受けた銀行・銀行持株会社に対するフォローアップ事務は、本監督指針とは別に定められている、一連の金融再生委員会の決定や金融庁作成のガイドライン（注）に基づき行われることに留意する。なお、預金保険法第102条第1項第1号に基づき公的資本増強を受けた銀行等・銀行持株会社に対するフォローアップ事務については、これらを準用することとする。</p> <p>（注）主要なルールは、以下のとおりである。</p> <p>イ. 金融再生委員会決定</p> <p>a. 早期健全化法により資本増強を受けた金融機関のフォローアップ（骨子）（平成11年6月29日）</p> <p>b. 転換権付優先株の転換権行使について（平成11年6月29日）</p> <p>c. 経営健全化計画の見直しについての基本的考え方（平成11年9月30日）</p> <p>d. 資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置について（平成11年9月30日）</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>② 金融庁作成ガイドライン</p> <p>イ. 資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置についての考え方の明確化について（平成 13 年 6 月 11 日）</p> <p>ロ. 公的資金による資本増強行（主要行）に対するガバナンスの強化について（平成 15 年 4 月 4 日（平成 15 年 8 月 7 日一部改正））</p> <p>ハ. 公的資金による資本増強行（地域銀行等）に対するガバナンスの強化について（平成 15 年 6 月 30 日）</p> <p>ニ. 資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置についての考え方の明確化について（その 2）（平成 16 年 7 月 30 日）</p> <p>（2）早期健全化法及び預金保険法に基づく公的資本増強行においては、① 経営健全化計画の策定・公表、② 経営健全化計画の履行状況報告の公表等が行われるとともに、上記（1）のルールに基づくフォローアップ及び行政処分が行われているので、本監督指針による銀行法等に基づく監督事務においても、可能な限りこれらの成果を活用する等により、効率的・効果的な監督事務の確保に努めることとする（Ⅰ－2－2（4）参照）。</p> <p>Ⅱ 主要行等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>（新設）</p>	<p>ロ. 金融庁作成ガイドライン</p> <p>a. 資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置についての考え方の明確化について（平成 13 年 6 月 11 日）</p> <p>b. 公的資金による資本増強行（主要行）に対するガバナンスの強化について（平成 15 年 4 月 4 日（平成 15 年 8 月 7 日一部改正））</p> <p>c. 公的資金による資本増強行（地域銀行等）に対するガバナンスの強化について（平成 15 年 6 月 30 日）</p> <p>d. 資本増強行に対するフォローアップに係る行政上の措置についての考え方の明確化について（その 2）（平成 16 年 7 月 30 日）</p> <p>② 早期健全化法及び預金保険法に基づく公的資本増強行においては、経営健全化計画の策定・公表、経営健全化計画の履行状況報告の公表等が行われるとともに、上記①のルールに基づくフォローアップ及び行政処分が行われているので、本監督指針による銀行法等に基づく監督事務においても、可能な限りこれらの成果を活用する等により、効率的・効果的な監督事務の確保に努めることとする（Ⅱ－1（3）参照）。</p> <p>Ⅱ 主要行等の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅱ－1 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p>前述（Ⅰ－1（1））の金融検査・監督の目的を達成するためには、金融庁においても、銀行に対し、個々の銀行の規模や特性に応じた対応を継続的に行っていくことが必要である。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(I-2-2から移設)</p>	<p><u>このため、銀行の検査・監督事務を行うに当たっては、まずは、各行がどの様にしてビジネスモデルの構築、金融仲介機能の発揮、財務の健全性の確保、コンプライアンス・リスク管理態勢の構築等の課題に取り組もうとしているかの方針を理解し、その上で、当該方針がどの様なガバナンス体制の下で実施され、如何なる潜在的なリスクや課題を内包し、各行がこれらのリスク等をどの様に認識し対応しようとしているか、的確に把握することが不可欠である。</u></p> <p><u>経営全体を見据えた重要課題に対応し、国民経済の健全な発展につなげていくには、各行が、当局から指摘されることなく自らベストプラクティスに向けて改善するよう、銀行自身で経営体制を変革していく必要がある。金融庁としては、実態把握や対話等を通じた継続的なモニタリングの過程で、より良い実務を追求する各行の取組みを促していく。</u></p> <p><u>その上で、上記の過程で、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が認められる場合や銀行の自主的な取組みでは業務改善が図られないことが認められる場合は、法第 26 条に基づく業務改善命令等の行政処分（Ⅱ－５）の発動等を検討することとする。</u></p> <p><u>さらに、銀行の検査・監督事務を行うに当たっては、以下の点にも十分に留意した上で実施することとする。</u></p> <p><u>(1) 銀行との十分な意思疎通の確保</u></p> <p><u>検査・監督に当たっては、銀行の経営に関する情報を的確に把握・分析し、適時適切に対応していくことが重要である。このため、金融庁においては、銀行からの報告に加え、銀行との健全かつ建設的な緊張関係の下で、日頃から十分な意思疎通を図り、積極的に情報収集する必要がある。具体的には、経営陣や社外取締役、内部監査の担当者を含む銀行の様々な役職員との定期・適時の面談や意見交換等を通じて、銀行との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>報についても把握するよう努める必要がある。</u></p> <p><u>(2) 銀行の自主的な努力の尊重</u></p> <p><u>金融庁は、私企業である銀行の自己責任原則に則った経営判断を、法令等に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にある。検査・監督に当たっては、このような立場を十分に踏まえ、銀行の業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。</u></p> <p><u>(3) 効率的・効果的な検査・監督事務の確保</u></p> <p><u>金融庁及び銀行の限られた資源を有効に利用する観点から、検査・監督事務は、銀行の規模や特性を十分に踏まえ、効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、銀行に報告や資料提出等を求める場合には、検査・監督事務上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている検査・監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性・有効性の向上を図るよう努めなければならない。</u></p> <p><u>既報告や資料提出等については、銀行の事務負担軽減等の観点を踏まえ、年1回定期的に点検を行う。その際は、銀行の意見を十分にヒアリングすることに留意する。</u></p> <p><u>また、銀行の小規模な営業所等に関して、銀行に報告や資料提出等を求める場合には、取り扱うサービスや商品などに関する当該営業所等の特性を十分に踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないように配慮する。</u></p> <p><u>(4) 複数の業態を含む金融グループのリスク管理</u></p> <p><u>我が国では、平成5年の金融制度改革による業態別子会社での相互参入の解禁や、平成10年の金融持株会社の解禁、金融システム改革法による</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(1-4 (10) から移設)</p>	<p><u>子会社規定の整備等を経て、複数の業態を含む金融グループが形成されている。</u></p> <p><u>こうした複数の業態を含む金融グループの形成は、金融機関の経営体質の強化やサービスの向上に寄与する可能性がある一方で、組織の複雑化による経営の非効率化、利益相反行為の発生、抱き合せ販売行為の誘因の増大、グループ内のリスクの波及、グループにおけるリスクの集中等が生じるおそれがある。</u></p> <p><u>かかる特性を踏まえれば、銀行グループにおいては、個別の銀行の健全性等を確保するのみならず、銀行グループ全体の経営管理態勢やグループとしての財務の健全性、業務の適切性について実態把握を行うことが重要である。</u></p> <p><u>また、銀行が他の業態の金融機関や外国の金融グループ、事業会社の子会社等である場合においても、銀行主要株主への監督権限のほか、深度あるヒアリング等により、銀行に上記で挙げたリスクの波及やリスクの集中等が生じるおそれがないか検証することが重要である。</u></p> <p><u>なお、金融グループの態様は様々であって、グループが抱えるリスクの特性やリスクの波及の過程も異なる結果、グループにおける経営管理態勢も自ずと異なるため、各々の金融グループの実態を踏まえ、その態勢を検証する必要がある点には留意する。</u></p> <p>(5) 国際的な監督水準の確保</p> <p><u>監督当局は、本監督指針の対象となる主要行等の多くが国際的に活動する金融機関であることを踏まえ、検査・監督に当たっては、バーゼル銀行監督委員会等において決定される国際的な銀行監督に関する諸原則・指針(注)等を可能な限り反映するよう努めることとする。</u></p> <p><u>また、主要行等の海外における活動に関し、当該主要行等が拠点を有す</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p> <p>II-1 監督部局内の事務処理</p> <p>II-1-1 監督事務の流れ</p> <p>II-1-1-1 一般的な監督事務の流れ</p> <p>別紙2</p> <p>II-1-1-2 主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール</p>	<p><u>る国（ホスト国）の金融監督当局と密接に連携する必要がある。</u>  <u>（注）別紙1の監督上の検証プロセスに関するガイダンスを参照のこと。</u></p> <p>II-1-1 検査・監督事務の進め方</p> <p><u>銀行の検査・監督事務の基本は、実態把握や対話等を通じたモニタリング、監督上の措置、フィードバック、情報発信といった各手法を、各行の状況や抱えている問題の性質・重大性等に応じ適切に組み合わせることを通じて、各行に必要な改善を促していくことにある。</u></p> <p><u>これに加えて、日常的なモニタリングを通じて、我が国の金融システム全体の安定確保や金融仲介機能の発揮等の観点から銀行を巡るグローバルな経済・市場環境の変化を的確に把握するとともに、各行における個別的状況についても、モニタリング・データや随時のヒアリング等の結果を踏まえ、銀行との対話の中で、リスク管理等に関するベストプラクティスの追求や、変化に柔軟に対応できる経営・ガバナンス態勢の整備等の課題の解決に向けた取組みを促していくことが求められる。</u></p> <p>II-1-2 検査・監督事務の具体的手法</p> <p>(1) オン・オフ一体の継続的かつ重点的なモニタリング</p> <p><u>金融庁は、各行の特性・課題を把握した上で、課題の性質・優先度に応じて立入検査を含むモニタリング手法を機動的に使い分け、改善状況をフォローアップする継続的なモニタリングを実施する。</u></p> <p><u>モニタリング手法の使い分けについては、各行の個別具体的状況に加え、各手法における実態把握に係る有効性や当局側・銀行側における負担の程度、問題の緊急性等の観点も十分に踏まえるものとする。基本的に</u></p>



主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>主なオフサイト・モニタリングは、別紙3の「主要行等の主なオフサイト・モニタリングの年間スケジュール」を目途に行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 毎事務年度の監督に当たっての重点事項の策定・公表</u></p> <p><u>監督に当たっての重点事項を明確化するため、毎事務年度当初に当該事務年度の監督方針を策定・公表する。当該方針を踏まえ、以下に定めるオフサイト・モニタリングを実施することとする。</u></p> <p><u>(2) 継続的なモニタリング</u></p> <p><u>銀行に対し継続的に財務会計情報や統合リスク管理、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等のリスク情報等について報告を求め、銀行の経営の健全性等の状況を常時把握する。また、徴求した各種情報の蓄積及び分析を踏まえ、リスク管理の観点から重要となる分野や課題を抽出し、銀行に適時に還元することを通じて、経営の健全性の確保に向けた取組みを促すものとする。</u></p> <p><u>(3) 定期的なヒアリング</u></p> <p><u>オフサイト・モニタリングの一環として、定期的に以下のヒアリングを実施することとする。</u></p> <p><u>① 決算ヒアリング</u></p> <p><u>半期毎に、決算の状況や財務上の課題についてヒアリングを実施することとする。なお、必要に応じて、第1四半期決算（4月～6月）、第3四半期決算（4月～12月）についてもヒアリングを実施することとする。</u></p> <p><u>② 総合的なヒアリング</u></p>	<p><u>は、まず、経営・財務・リスク計数等に係る資料の分析や、行内外の関係者からのヒアリングといったモニタリングを実施し、足下の健全性・適切性等に係る課題が見られるかどうか等の分析結果を踏まえて、法第25条に基づく立入検査の要否について判断するものとする。</u></p> <p><u>(2) 具体的手法</u></p> <p><u>① 実態把握及び対話の実施に当たっての前提行為</u></p> <p><u>イ. 情報収集・プロファイリング（特性把握）</u></p> <p><u>金融庁は、各行の特性や課題、改善に向けた自主的な取組み状況等その時々における個別具体的状況を把握することを目的としてモニタリングを実施する。この中には、銀行を巡る環境変化が及ぼす経営への影響やこれへの各行の対応状況について把握することも含まれる。</u></p> <p><u>また、内外の経済や金融・資本市場の動向と個々の銀行の行動は相互に影響を及ぼし得るため、その相互作用についても分析・把握する必要がある。</u></p> <p><u>こうした情報収集やプロファイリングは、日常的なモニタリングの成果の集積であり、特定の形式にとらわれるものではないが、例えば以下のような視点で取組みを行っていく。</u></p> <p><u>a. マクロの視点</u></p> <p><u>経済、金融市場、政治、社会等内外の環境変化が各行や金融システムに与える影響について分析・把握する必要がある。そのため、例えば、庁内の関係部署や財務局、関係省庁等と連携し、一般事業会社を含む国内外の不祥事、国内外の法令・制度の改正や判例の動向、海外当局や国際機関における議論の動向、経済・社会環境の変化（SDGsへの注目の高まり等）等の内外の環境変化に関する情報を収集した上で、同業他社や他業界、類似業務・商品、法制度等</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>収益管理体制の整備や業務再構築に向けた取組み状況、経営管理の状況、資本政策の状況等について、年に2回（9月及び3月を目途）ヒアリングを実施することとする。</p> <p>③ リスク管理ヒアリング</p> <p>銀行のリスク管理の現状、課題、方向性について、年に1回（10月頃を目途）ヒアリングを実施することとする。その際、経営陣の認識、関与状況等についてもヒアリングすることとする。なお、市場の動向等を踏まえ、必要に応じて随時ヒアリングを実施することとする。</p> <p>④ 内部監査ヒアリング</p> <p>銀行のリスク管理やコンプライアンスの状況等について、銀行の内部監査部門から、年1回（4月頃を目途）ヒアリングを実施することとする。その際、銀行の内部監査部門の役割、内部監査の実施状況（監査結果に基づく改善状況を含む。）、今後の課題等についてもヒアリングすることとする。</p> <p>（4）随時のヒアリング</p> <p>銀行の業績や戦略の変化、金利・資産価格の変動等の経済情勢や銀行に対する利用者の姿勢の変化をはじめ、銀行の業務の健全かつ適切な運営に影響を及ぼしかねない事象が生じるなど、監督上の必要が認められる場合には、オフサイト・モニタリングの一環として、銀行の経営者に対するトップヒアリングを含め随時ヒアリングを実施することとする。</p> <p>（5）個別銀行に関するデータの整備</p> <p>① 銀行台帳の作成</p> <p>銀行台帳については、毎年6月末日現在にて作成するものとする。</p>	<p>に潜む共通の課題を分析・把握することが有用となる。</p> <p>こうした情報収集・分析を通じた、問題事象の横展開・広がり の分析を通じ、金融セクター全体に内在する課題の把握・特定に努めていく。</p> <p>b. ミクロの視点</p> <p>銀行との実効性のある対話等を実現するためには、各行固有の実情についての深い知見の蓄積が不可欠である。特に、その出発点として、銀行が、それぞれの経営環境（顧客特性、競争環境等）の中でどのような姿を目指し、そのために何をしたいのかといった経営理念を確認することが必要となる。そのために、例えば次のような、当該銀行やそのステークホルダー（従業員、顧客、地域社会、株主等）からの情報収集が有用となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財務データやリスク計数データ等の定型資料のみならず、経営の意思決定に係る会議体の資料や議事録等を分析すること（金融仲介の機能発揮に関する戦略及び状況についての情報を含む）</li> <li>・ 決算やリスク管理に係る定期的なヒアリングのみならず、各部門の責任者をはじめとする各階層の者からビジネス動向や金融仲介機能の発揮の状況等について随時ヒアリングを行うこと</li> <li>・ 銀行自身のリスク認識や業務のあり方を把握するため、内部監査部門、監査（等）委員・監査役、社外取締役等と意見交換を行うこと</li> <li>・ 銀行の顧客特性・産業特性についての理解を高めるため、事業者や地域の関係者等と意見交換を行うこと</li> <li>・ 金融サービス利用者相談室に対して寄せられた相談・苦情等の情報や、融資先企業ヒアリングの結果など、様々なチャネルを活用して収集した金融サービス利用者の声のほか、メディア報道や</li> </ul>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>また、モニタリングの結果等により特筆すべき事項が生じた場合や中間決算を経たこと等により内容に大幅な変更が生じた場合には、都度、改訂を行うものとする。</p> <p>② 決算等に関する提出資料</p> <p>決算状況表及び日計表等については、銀行に対して提出を求めているが、提出期限等は別紙4のとおりとすることに留意する。</p>	<p><u>外部からの照会等を含めた外部情報を分析すること</u></p> <p>上記のような情報収集・分析やこれまでのモニタリングを通じて、銀行のビジネスモデル・経営戦略、業務運営及び組織態勢を理解した上で、それぞれの課題や特性、銀行を巡る環境変化による影響について把握する。</p> <p>ロ. <u>優先課題の洗い出し及びモニタリング方針・計画策定</u></p> <p>上記情報収集・特性把握を通じて特定された各行の課題や業態等に共通する横断的な課題については、銀行の経営陣と経営上の実質的な重要事項を議論するため、また、限られた行政資源を最大限有効活用するため、社会的要請など時々の重要度・緊急度も十分に踏まえ、優先順位を付ける必要がある。こうして特定された横断的な優先度の高い課題については、事務年度当初に年度単位の方針等で設定・公表する。</p> <p>次に、各行特有の経営状況等を踏まえ、モニタリング方針・計画を策定し、優先課題への具体的な対応方針・計画を定め、適正な人員配置等の体制を構築する必要がある。その際、銀行が実質的な重要事項の改善に経営資源を集中できるよう、重点的な課題の性質に応じて立入検査とそれ以外のモニタリング手法、各行のモニタリングと水平的なモニタリング等を使い分ける。</p> <p>なお、立入検査については、従来のように一定期間ごとに実施するのではなく、一連のモニタリングプロセスにおける実態把握のための手法の一つと位置付けられる。但し、長期間立入検査が実施されていない場合には、当局の予見困難な問題事象が生じている可能性が相対的に高まっていることも考えられ、そのことがリスク要素の一つとも捉えられる。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>また、期中に新たな課題が発生・発覚した場合にはモニタリング計画を柔軟に見直すなど、その時々に応じた適切なモニタリングを心掛ける。</u></p> <p>② <u>各行の詳細な実態把握</u></p> <p><u>実態把握のため、課題の性質又は対応の進捗、各行の実態に応じ、各種ヒアリングや任意の資料提出依頼、アンケート、法令上の報告徴求、立入検査などの中から、最も効率的かつ効果的な手法を選択することとする。</u></p> <p><u>また、当局において、過去に情報を把握していたり、別途把握を行っている場合には、その内容を事前に確認の上、それらを最大限活用するなど銀行の負担軽減に配慮する。</u></p> <p><u>更に、一旦行った分析に基づきモニタリングを実施している場合においても、情報収集や実態把握、対話に基づき新たに課題が判明した場合には、新たな課題の性質に応じて、適切な対応を行っていく。</u></p> <p><u>選択された各手法については、それぞれ例えば次の点に留意して実施する。なお、いずれの手法を実施するにしても、当局がどのような課題を認識した上で、どのような議論を志向しているのかを、銀行に対して丁寧に説明していく。</u></p> <p><u>イ. 各種ヒアリング</u></p> <p><u>優先課題について銀行との相互理解を深めるため、課題の性質に応じて経営トップ、各部門や各支店の責任者、実務者レベル等との間で重層的にヒアリングを行っていく。</u></p> <p><u>なお、ベストプラクティスの追求に向けた取組みについては、銀行が自らの置かれた環境と特性に応じ創意工夫を行うものであることを踏まえ、当局が特定の答えを押し付けることのないよう留意する必要がある。</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>また、こうした各種ヒアリングの一環として、銀行の施設内において、特定のテーマに関して一定期間集中的にヒアリングや対話を行う場合がある。</u></p> <p><u>ロ. 任意の資料提出依頼</u></p> <p><u>銀行の負担に配慮し、また、依頼趣旨が明確かつ正確に伝わるよう、当該依頼がどのような課題認識に基づくものか、そのためにどういった内容の資料が必要なのかといった点を明らかにし、銀行に対して丁寧に説明し理解を得るよう努める。その際、実施時期の分散、二重の依頼の回避、余裕をもった提出期限の設定といった銀行に課せられる負担の軽減に努めることとする。特に、アンケート等、複数の銀行を対象とする場合は、各行の特性・置かれた環境にも十分留意する。</u></p> <p><u>ハ. 法第 24 条に基づく報告徴求</u></p> <p><u>必要が認められる場合には法第 24 条に基づき報告を求める。その際、当該報告徴求が当局のどのような課題認識に基づくものか、銀行に対して丁寧に説明する。</u></p> <p><u>二. 法第 25 条に基づく立入検査</u></p> <p><u>足下の健全性・適切性等について詳細な検証が必要と判断された場合等、必要が認められる場合には法第 25 条に基づく立入検査を行う。その際、経営上重要な問題は何で、その根本的な原因は何かを常に念頭に置き、洗い出した優先課題の正確性について、経営陣との議論の中で再確認し、仮説を構築する。更にその仮説の立証のために更なる事実・実態の収集・把握を行い、収集した事実・実態に基づき、経営陣と議論を行うことで、安易な結論ではなく銀行の経営や金融行政上重要な課題について根幹に根差した議論を行うよう心掛ける。</u></p> <p><u>なお、立入検査に係る基本的な手続きは、別紙●「立入検査の基本</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>的手続」を参照。また、検査結果通知書を交付した場合は、その交付日から原則として一週間以内に銀行に対し、指摘事項についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策等について、法第 24 条に基づき、1 か月以内に報告することを求める。報告を求める事項については、様式・参考資料編 様式 II-1-3-3 (2) を基本様式として参照するが、指摘の内容に応じ、個々に適切かつ十分な報告事項を定めるよう、十分検討することとする。</u></p> <p>③ 対話</p> <p><u>対話は、財務の健全性やコンプライアンス等に係る重大な問題発生の有無や蓋然性、銀行の経営や金融仲介機能の発揮の状況の改善に向けた自主的な取り組み状況等その時々における個別具体的状況や、問題の性質に応じて実施される。</u></p> <p><u>対話を実施する際は、当局側の思い込み、仮説の押し付けを排し、可能な限り、銀行が安心して自らの立場の主張をできるよう努めつつ、まずは、銀行側の考え方や方針を十分に把握し、その上で事実の提示を伴いつつ行うことを徹底する。</u></p> <p><u>更に、対話に当たっては、それまで、当局が各行と行ってきたやりとり等を十分に踏まえ、対話の継続性に配慮した運営に努める必要がある。</u></p> <p><u>イ. 当局による実態把握において、財務の健全性やコンプライアンス等に係る重大な問題発生の蓋然性が高まったことが認められた場合においても、まずは、銀行自らが課題・根本原因・改善策の妥当性について検証を行った上で、当局と銀行との間で改善策の策定・実行について深度ある対話を行うこととする。但し、既に上記問題が発生している等高度の緊急性が認められる場合においては、当局が考える要改善事項の明確な指摘を行った上で各行の対応方針を確認する。</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>ロ. 上記問題が発生する蓋然性が認められない銀行については、自らの置かれた状況に応じ多様で主体的な創意工夫を発揮することで、ビジネスモデルやリスク管理の高度化への努力を続けることが重要である。そこで、当局としては、日頃のモニタリングを通じた特性把握を基に、各行の置かれた経営環境や経営課題あるいは、各行の戦略、方針について深い理解を持った上で、特定の答えを前提とすることなく、銀行自身に「気付き」を得てもらうことを目的に、銀行との間で、ビジネスモデルやリスク管理、人材育成等について深度ある対話を行っていく（この過程でベストプラクティス等の他の参考事例を必要に応じて共有する）。</u></p> <p>④ 多様な手法の柔軟かつ適切な組合せ</p> <p><u>上記のとおり、金融庁が銀行に対する行政対応として用いる手法は様々なものがあるが、有効性や当局側・銀行側における負担・費用等の観点から、それぞれメリット・デメリットがある。そこで、金融庁としては、各行における課題や財務の健全性・コンプライアンス等に係る重大な問題発生の有無等その時々における個別具体的状況に応じて、各手法のメリットを最大限生かす柔軟な組み合わせを実現することで、有効かつ効率的な検査・監督事務の実現を目指す。例えば、既に述べた手法以外にも以下の方法が考えられる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>業界共通の状況や課題、特定分野における事例等をフィードバックすることは、銀行自身による創意工夫の発揮に資するものである。特に、これらの取組みを各行の有する課題に即してフィードバックを行うことで、当局・銀行間における高度の共通価値を構築した上での深度ある対話が可能となる。その場合においても、各行の自主的な経営判断を尊重し、個別取引の判断に当局として不適切な介入を行うことのないように配慮する必要がある。</u></li> </ul>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>銀行が自主的に開示する経営方針やその改善に向けた取組み、金融仲介機能の発揮状況といった情報は、銀行と当局との間の対話のみならず、顧客等の関係者との対話を深め、銀行による経営改善に向けた取組みに資する可能性がある。</u></li> <li>・ <u>各行の課題が金融仲介や顧客利便といった分野である場合は、当局・銀行間でのやり取りに終始するのではなく、取引先や利用者といった第三者にアンケートやヒアリングを実施し、その結果を当局・銀行間の対話の際にフィードバックすることで、対話の効果を高めることが可能となる。</u></li> <li>・ <u>必要に応じ、金融庁が、銀行以外の関係者と共通価値や目標を共有したり、金融庁としての各種分析や金融行政のスタンスを情報発信していくことで、銀行の経営環境に関係するステークホルダー等に働きかけることが考えられる。</u></li> </ul> <p>⑤ <u>モニタリング結果を踏まえた対応</u></p> <p><u>上記の金融モニタリング結果の還元については、従来の「検査結果通知」の形式に捉われることなく、認識が一致しない点については相違点を確認の上、継続的に議論を続けるなど、優先課題についての重点的な議論に適した進め方を工夫する。</u></p> <p><u>例えば、以下のような形で銀行に還元し、継続的な議論や必要に応じて改善対応を求めるなど、適切なフォローアップを行っていく。</u></p> <p>イ. <u>通年で実施したオン・オフのモニタリングの成果は、必要に応じ年間を通じた「フィードバックレター」として文書で交付する。</u></p> <p>ロ. <u>立入検査を実施した際には、原則として、その都度、結果の還元を行う。その方法は、把握した事象や立入検査の内容により様々であるが、例えば、軽微な事象や上記③ロのような対応を行う項目については「講評」や「当局所見」のような形で、あるいは、重大な事象につ</u></p>



主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p>	<p>いては「検査結果通知」のような形で行う。</p> <p>ハ. 業界共通の課題については、上記「イ」又は「ロ」のほか、随時情報発信する。</p> <p>モニタリングによって認められた問題点・収集した情報を①個別銀行限りのもの、②当該業態共通のもの、③他業態にも共通のもの、④当局の他の所掌業務や関係省庁その他業界団体等に影響するものに分類し、上記Ⅱ-1-2(2)①イのプロセス等を通じて、次期の年度単位の方針やモニタリング計画に反映するほか、業態横断的な水平的モニタリングの検討、また、モニタリングのみに留まらない問題の広がりをつまみ、当局の他の所掌業務や関係省庁その他業界団体等への働きかけを行っていく。</p> <p>Ⅱ-1-3 品質管理</p> <p>検査・監督事務の全過程において、実態把握及び対話を通じたモニタリングの質や深度について適切な判断が確保されるよう、組織として品質管理を行う。各行の経営環境や経営理念等各々の固有の実情をつまみ、各行の創意工夫を尊重しているか、各行に対して不適切な負担を強いていないか等について、国民全体の厚生を最大化という幅広い視点に立ちつつ、金融機能が最大限発揮されるよう、検査・監督事務の品質の確保に努める。</p> <p>そのため、総合政策局・監督局関係幹部において、例えば次の点について、銀行から寄せられた意見もをつまみ、多角的・重層的な検証を行い、継続的に必要な改善を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報収集やヒアリング、対話にあたり、銀行に重複徴求等の過大な負担をかけないように、業態別・分野別モニタリングチームの間で実効的な連</li> </ul>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>携・情報共有を行っているか。また、資料提出依頼にあたり、依頼内容が明確か、各行の違い・特性に留意しているか、余裕をもった期限が設定されているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>特性把握にあたり、各行の経営環境や経営理念等各々の固有の実情を十分踏まえているか。また、当局担当者が思い込みには陥らないよう、客観的な資料・事実を踏まえているか。</u></li> <li>・ <u>優先課題の洗い出しにあたり、各行固有の実情に応じた経営上の実質的な重要課題に着目できているか。また、他の銀行や業態に広がりを持つ共通的な課題を見落としていないか。</u></li> <li>・ <u>モニタリング方針・計画の策定にあたり、適切なモニタリングの対象や手法が選択されモニタリングの実施を行う体制が整備されているか。</u></li> <li>・ <u>報告徴求にあたり、当局の課題認識を銀行に丁寧に説明しているか。</u></li> <li>・ <u>上記Ⅱ－１－２（２）③を踏まえ、適切な対話になっているか。また、対話が一方的な指導となっていないか。</u></li> <li>・ <u>モニタリングの結果認められた課題や問題点について、根本原因分析が行われているか。</u></li> <li>・ <u>モニタリング結果の還元にあたり、優先課題を重点的に議論するために最も適した方法が選択されているか。また、還元する内容について、問題の重要性に応じた的確な議論や改善の要請等ができていないか、些末な問題を指摘していないか、不適切な経営介入を行う結果となっていないか。</u></li> </ul> <p><u>その際、モニタリング全般に関する意見申出制度に加え、幹部が銀行を訪問し、銀行から直接モニタリングについての意見を聞くなど、銀行からの率直な意見や批判を受ける機会を充実させるよう努める。</u></p> <p><u>また、銀行及び金融庁職員等へのヒアリング等を通じた金融行政に対する外</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>II-1-2 財務局との連携</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p><u>II-1-3 検査部局等との連携</u></p> <p><u>検査部局及び預金保険機構（検査部）との連携を以下のとおり行うものとする。</u></p> <p><u>II-1-3-1 検査・監督連携会議の開催</u></p> <p><u>(1) オフサイト・モニタリングを行う監督部局は、オンサイト・モニタリングを行う検査部局とともに、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図り、実効性の高い金融監督を実現するために検査・監督連携会議を開催することとする。</u></p> <p><u>本会議は、原則として事務年度の開始に当たり開催するほか、必要に応じて適宜開催することとする。</u></p> <p><u>(2) 本会議において監督部局は、検査部局に対して、主要行等の経営状況全般、当面の監督課題、規制の創設・改廃など検査に当たって必要な情報の提供を行うとともに、検査部局より、新事務年度の「検査基本方針及び基本計画」等について説明を受けるものとする。</u></p> <p><u>(注) 個別銀行の説明については、II-1-3-2 (2)に掲げる事項を参考とする。</u></p>	<p><u>部評価や有識者会議等を通じた外部有識者からの意見聴取を実施する。</u></p> <p>II-1-4 財務局との連携</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>(3) なお、本会議の運営については、検査・監督事務の状況を踏まえ弾力的に行うことにより、効率的、効果的な実施に努めるものとする。</u></p> <p>Ⅱ－１－３－２ 検査部局による検査着手前</p> <p><u>(1) 個別銀行に対する検査着手に当たって、監督部局は、検査班の主任検査官に対し、当該銀行の現状等についての説明を行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 銀行の現状等についての説明に当たっては、以下の事項の説明を行うものとする。</u></p> <p>① <u>前回検査から当該時点までの当該銀行の主な動き</u>  <u>(他行との提携、増資、経営陣の交替等)</u></p> <p>② <u>直近決算の分析結果</u></p> <p>③ <u>リスク情報等に係るオフサイト・モニタリングに関する分析結果</u></p> <p>④ <u>各種ヒアリングの結果</u></p> <p>⑤ <u>監督上の措置（報告徴求、行政処分等）の発動及びフォローアップの状況</u></p> <p>⑥ <u>監督局として検査で重視すべきと考える点</u></p> <p>⑦ <u>その他</u></p> <p><u>(3) なお、合併等の経営再編に伴うシステム統合等を予定している銀行の検査については、経営再編のスケジュール等についても併せて説明を行うものとする。</u></p>	

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>Ⅱ－１－３－３ 検査部局による検査結果通知後</u></p> <p><u>(1) 検査結果通知後、下記(2)の報告を求める前に、検査結果通知書の審査担当者等(注)から、検査結果通知書の内容、背景について説明を受けるものとする。</u></p> <p><u>(注) 原則として審査担当者とするが、立入りを行った主任検査官等の同席が可能な場合には、必要に応じ、その同席を求めることができるものとする。(3)において同じ。</u></p> <p><u>(2) 検査結果通知書の交付日から原則として一週間以内に銀行に対し、法第 24 条に基づき(預金口座名寄せのためのデータの整備、付保預金と非付保預金の区分管理、預金等の変動データ(入金明細ファイル)作成のためのシステム整備等、相殺・預金等債権の買取り(概算払)の準備(手順書・マニュアルの整備等)の状況等(以下「付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等」という。)の指摘がある場合については、「法第 24 条及び預金保険法第 136 条に基づき」。以下この項及び(4)において同じ。)、当該通知書において指摘された事項についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を1か月以内(必要に応じて項目毎に短縮するものとする。)に提出することを、求めるものとする。</u></p> <p><u>報告を求める事項については、様式・参考資料編 様式Ⅱ－１－３－３(2)を基本様式として参照するが、指摘の内容に応じ、上記(1)の説明を踏まえ個々に適切かつ十分な報告事項を定めるよう、下記の着眼点の例示を踏まえ、十分検討することとする。</u></p> <p><u>① 検査結果通知書の中に、リスク管理態勢に関する重大な指摘がある場合</u></p>	<p><u>(Ⅱ－１－２(2)へ一部移設)</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>上記の改善・対応策の中で、リスクを正確に認識するための方策に加え、そのリスクを適正に制御するための方策及びこれらを効果的に実施するための態勢整備（内部監査態勢も含む。）についても併せて報告を求めるものとする。</u></p> <p><u>イ. 信用リスクの場合には、例えば、個別債権の適正なプライシング、適正なポートフォリオ構造の構築に向けた取引方針の設定、債権流動化やクレジットデリバティブの活用、信用リスクデータベースの活用等によるリスク管理態勢の強化等。</u></p> <p><u>ロ. システムリスクの場合には、例えば、セキュリティ管理体制の整備や内部監査態勢の強化等。特に、合併等の経営再編に伴うシステム統合リスクの場合には、当該システム統合等の計画を的確に履行するための方策、システム統合リスクに係る内部管理態勢（内部監査を含む。）等。</u></p> <p>② <u>検査結果通知書の中に法令等遵守態勢に関する重大な指摘がある場合</u></p> <p><u>上記の改善・対応策の中で、特定の問題事例の発生原因を分析している場合には、銀行における内部管理態勢上の問題点も含めて報告を求める。また、今後の対応については、効果的な銀行内部のけん制機能（内部監査態勢を含む。）の整備、必要に応じ外部けん制機能の効果的な活用、それらを実施する責任の所在の明確化、有効性のフォローアップ態勢等も視野に入れた報告を求めるものとする。</u></p> <p>③ <u>検査結果通知書の中に、特に以下の項目について、重大な指摘がある場合</u></p> <p><u>イ. 自己査定と検査結果との格差が大きい場合には、発生原因分析等について特に詳細な報告を求めるものとする。</u></p>	

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>ロ. 検査結果による自己資本比率の低下が著しい場合には、当該検査結果が、原則として検査結果通知後の一番早い決算（決算状況表又は業務報告書（中間決算にあつては中間決算状況表又は中間業務報告書）における財務諸表をいう。）に適正に反映されているか厳正に検証するための報告を求めるものとする。</u></p> <p><u>その際、検査結果の内容に応じ重要な事項（例えば、引当率の算定方法、大口債務者の債務者区分等）については検査結果と決算を対比させ、その差異の合理的な説明を求めるとともに、必要に応じ、検査結果の決算への適正な反映状況に関する監査法人の見解を文書で添付することを求める。</u></p> <p><u>なお、この部分の報告期限は、原則として当該決算に関する決算状況表又は業務報告書（中間決算にあつては中間決算状況表又は中間業務報告書）の提出期限とする。</u></p> <p><u>（注）銀行の決算は、銀行が自己責任で作成し、監査法人の監査を受けるべきものであり、当局が事前に指示・関与等することはなく、その権限もないことに留意する必要がある。上記ロ. の取扱いは、あくまで検査結果が決算に適正に反映されているか否かを厳正に検証するという範囲にとどまるものである。</u></p> <p><u>（3）上記（2）の報告書が提出された段階で、銀行から十分なヒアリングを行うものとする。ヒアリングに当たっては、検査部局とも緊密な連携を図るものとし、検査結果通知書の審査担当者等（注）の出席を原則として確保するものとする。また、付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等に係るヒアリングに当たっては、預金保険法第 137 条に基づく立入検査チェック項目（「預金保険法第 55 条の 2 第 4 項及び第 58 条の 3 第 1 項関連チェック項目」）も参考にするものとする（様式・参考資料編</u></p>	

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>資料1参照)。</u></p> <p><u>(注)特に、合併等の経営再編に伴いシステム統合等を予定している銀行に対し、システム統合リスクに係る検査が実施された場合にあっては、当該検査におけるシステム統合リスク担当検査官を含むものとする。</u></p> <p><u>(4)検査結果及び法第24条に基づく報告書の内容等により、法令等遵守態勢又はリスク管理態勢の改善等に一定の期間を要すると認められる場合や、付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等について、システム開発の進捗状況、データ整備の進捗状況及び手順書・マニュアル整備の進捗状況(以下「各種進捗状況等」という。)の改善に一定の期間を要すると認められる場合には、法第24条に基づき次回検査までの間定期的に報告を求めるものとする。</u></p> <p><u>また、正当な理由がないにもかかわらず当該銀行の自己査定と検査結果の格差が大幅に認められる場合や検査結果が決算に適正に反映されていない場合など自主的な改善努力に委ねたものでは当該銀行の法令等遵守態勢やリスク管理態勢の整備に支障を来すと認められる場合や、付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等について、自主的な改善努力に委ねたものでは当該銀行の各種進捗状況等の整備に支障を来すと認められる場合には、法第26条に基づく業務改善命令(付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等については、法第26条に基づく業務改善命令及び預金保険法第58条の3第2項に基づく是正命令)を発出するものとする。</u></p>	
<p>II-1-3-4 預金保険機構が行う検査との連携 (略)</p>	<p>II-1-5 預金保険機構が行う検査との連携 (略)</p>
<p>II-1-4 個別銀行に関する行政報告</p>	<p>II-1-6 個別銀行に関する行政報告等</p>



主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>(Ⅱ-1-1-2 (5) ②から移設)</u></p> <p>財務局長が次の事項につき行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局長に報告するものとする。</p> <p>なお、銀行の本店所在地を管轄する財務局が行政処理を行った財務局とは別にある場合、銀行議決権大量保有者等に係る銀行の本店所在地を管轄する財務局が行政処理を行った財務局とは別にある場合、及び銀行を子会社とする持株会社の子銀行の本店所在地を管轄する財務局が行政処理を行った財務局とは別にある場合には、当該管轄する財務局にも報告するものとする。</p> <p>① 法第 24 条第 1 項及び第 2 項並びに第 48 条の規定による報告及び資料の提出の命令</p> <p>② 法第 26 条第 1 項、第 52 条の 14 第 2 項及び第 52 条の 33 第 3 項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除くものとし、改善計画の提出を求めることを含む。）</p> <p>③ 法第 52 条の 7 の規定による報告及び資料の提出の命令</p> <p>④ 法第 52 条の 11 の規定による報告及び資料の提出の命令</p> <p>⑤ 法第 52 条の 31 の規定による報告及び資料の提出の命令</p>	<p><u>(1) 決算等に関する提出資料</u></p> <p><u>決算状況表及び日計表等については、銀行に対して提出を求めているが、提出期限等は別紙●のとおりとすることに留意する。</u></p> <p><u>(2) 行政報告</u></p> <p>財務局長が次の事項につき行政処理を行ったときは、その結果を遅滞なく監督局長に報告するものとする。</p> <p>なお、銀行の本店所在地を管轄する財務局が行政処理を行った財務局とは別にある場合、銀行議決権大量保有者等に係る銀行の本店所在地を管轄する財務局が行政処理を行った財務局とは別にある場合、及び銀行を子会社とする持株会社の子銀行の本店所在地を管轄する財務局が行政処理を行った財務局とは別にある場合には、当該管轄する財務局にも報告するものとする。</p> <p>① 法第 24 条第 1 項及び第 2 項並びに第 48 条の規定による報告及び資料の提出の命令</p> <p>② 法第 26 条第 1 項、第 52 条の 14 第 2 項及び第 52 条の 33 第 3 項の規定による命令（業務の全部又は一部の停止の命令を除くものとし、改善計画の提出を求めることを含む。）</p> <p>③ 法第 52 条の 7 の規定による報告及び資料の提出の命令</p> <p>④ 法第 52 条の 11 の規定による報告及び資料の提出の命令</p> <p>⑤ 法第 52 条の 31 の規定による報告及び資料の提出の命令</p>
<p>Ⅱ-1-5 銀行が提出する申請書等における記載上の留意点 (略)</p>	<p>Ⅱ-1-7 銀行が提出する申請書等における記載上の留意点 (略)</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(別紙●) 「立入検査の基本的手続」</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(別紙●-2) 「重要事項一覧」</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ－３ 法令解釈等の照会を受けた場合の対応</p> <p>Ⅱ－３－４ グレーゾーン解消制度</p> <p>産業競争力強化法（以下、「強化法」という。）第９条第１項は、新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下、この項において「法令」という。）の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる制度（以下、「グレーゾーン解消制度」という。）を規定している。本項は、グレーゾーン解消制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては、必ず経済産業省策定に係る「産業競争力強化法「企業実証特例制度」及び「グレーゾーン解消制度」の利用の手引き」（平成 26 年 1 月 20 日経済産業省）（以下、この項において「利用の手引き」という。）を参照するものとする。</p> <p>（１）照会窓口</p> <p>照会窓口は、<u>金融庁総務企画局政策課</u>とする。</p> <p>なお、照会窓口たる<u>金融庁総務企画局政策課</u>は、下記（２）③の記載要領に示す要件を満たした照会書及びその写しが到達した場合は速やかに受け付け、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令が他の関係行政機関の長が所管するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めるものとする。</p> <p>財務局所管の銀行は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、<u>金融庁総務企画局政策課</u>に対し、照会書を速やかにファックス又は電</p>	<p>Ⅱ－３ 法令解釈等の照会を受けた場合の対応</p> <p>Ⅱ－３－４ グレーゾーン解消制度</p> <p>産業競争力強化法（以下、「強化法」という。）第９条第１項は、新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下、この項において「法令」という。）の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる制度（以下、「グレーゾーン解消制度」という。）を規定している。本項は、グレーゾーン解消制度における事務手続きを規定するものであり、制度の利用に当たっては、必ず経済産業省策定に係る「産業競争力強化法「企業実証特例制度」及び「グレーゾーン解消制度」の利用の手引き」（平成 26 年 1 月 20 日経済産業省）（以下、この項において「利用の手引き」という。）を参照するものとする。</p> <p>（１）照会窓口</p> <p>照会窓口は、<u>金融庁総合政策局総合政策課</u>とする。</p> <p>なお、照会窓口たる<u>金融庁総合政策局総合政策課</u>は、下記（２）③の記載要領に示す要件を満たした照会書及びその写しが到達した場合は速やかに受け付け、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令が他の関係行政機関の長が所管するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めるものとする。</p> <p>財務局所管の銀行は、財務局に照会する。財務局が照会を受けた場合には、<u>金融庁総合政策局総合政策課</u>に対し、照会書を速やかにファックス又</p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>子メールにより送付するとともに、照会書及びその写しを郵送により送付する。</p> <p>(注) 財務局においては、照会書及びその写しを金融庁総務企画局政策課に送付する際、当該照会書に記載された確認の求めのうち当庁が所管する法令に関するものに限り、原則として審査意見を付するものとする。</p> <p>(2) 照会書受領後の流れ</p> <p>照会書を受け付けた後は、<u>総務企画局政策課</u>において、当該照会書を当該照会書に記載された確認の求めに係る法令を所管する担当課室に速やかに回付するとともに、当該担当課室と協議しつつ、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③について確認し、当制度の利用ができない確認の求めの場合には、当該照会書を提出した者（以下、この項において「提出者」という。）に対しその旨を連絡する。また、照会書の補正及び追加書類の提出等が必要な場合には、提出者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書類は必要最小限とし、提出者の過度な負担とならないよう努めるものとする。</p> <p>なお、当庁の所管する法令に関して、強化法第9条第3項の関係行政機関の長として同項の規定による求めを受けた場合には、上記の連絡及び所要の対応の求めは、同項の当該主務大臣に対して行うものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) 回答</p> <p>① 照会書を回付された課室は、<u>総務企画局政策課</u>において回答を行う事案と判断した場合においては、提出者からの照会書及びその写しが照会窓口</p>	<p>は電子メールにより送付するとともに、照会書及びその写しを郵送により送付する。</p> <p>(注) 財務局においては、照会書及びその写しを金融庁総合政策局総合政策課に送付する際、当該照会書に記載された確認の求めのうち当庁が所管する法令に関するものに限り、原則として審査意見を付するものとする。</p> <p>(2) 照会書受領後の流れ</p> <p>照会書を受け付けた後は、<u>総合政策局総合政策課</u>において、当該照会書を当該照会書に記載された確認の求めに係る法令を所管する担当課室に速やかに回付するとともに、当該担当課室と協議しつつ、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③について確認し、当制度の利用ができない確認の求めの場合には、当該照会書を提出した者（以下、この項において「提出者」という。）に対しその旨を連絡する。また、照会書の補正及び追加書類の提出等が必要な場合には、提出者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書類は必要最小限とし、提出者の過度な負担とならないよう努めるものとする。</p> <p>なお、当庁の所管する法令に関して、強化法第9条第3項の関係行政機関の長として同項の規定による求めを受けた場合には、上記の連絡及び所要の対応の求めは、同項の当該主務大臣に対して行うものとする。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) 回答</p> <p>① 照会書を回付された課室は、<u>総合政策局総合政策課</u>において回答を行う事案と判断した場合においては、提出者からの照会書及びその写しが照会</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>に到達してから原則として1か月以内に提出者に対し強化法施行規則様式第六による回答書を交付するものとする。</p> <p>また、照会書を回付された課室は、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間1か月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を提出者に通知するものとする。</p> <p>② 金融庁長官が、他の関係行政機関の長から強化法第9条第3項の規定による求めを受けた場合においては、照会書を回付された課室は、同条第1項の規定により同項の主務大臣が照会書及びその写しの提出を受けた日から原則として1か月以内に当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無について強化法施行規則様式第六による回答書に記載し、<u>総務企画局政策課</u>を通じてこれを当該主務大臣に送付するものとする。</p> <p>また、この場合において、当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間1か月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を、<u>総務企画局政策課</u>を通じて当該主務大臣に通知するものとする。</p> <p>③ 金融庁長官が、他の関係行政機関の長に対し強化法第9条第3項の規定により確認を求めた場合において、当該関係行政機関の長から強化法施行規則様式第六による回答書の送付を受けたときには、<u>総務企画局政策課</u>又は当該確認の求めと同一事案について照会書を回付された課室を通じて、提出者に当該回答書を交付するものとする。</p> <p>また、当該関係行政機関の長から、原則として1か月以内に回答書を交</p>	<p>窓口到達してから原則として1か月以内に提出者に対し強化法施行規則様式第六による回答書を交付するものとする。</p> <p>また、照会書を回付された課室は、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間1か月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を提出者に通知するものとする。</p> <p>② 金融庁長官が、他の関係行政機関の長から強化法第9条第3項の規定による求めを受けた場合においては、照会書を回付された課室は、同条第1項の規定により同項の主務大臣が照会書及びその写しの提出を受けた日から原則として1か月以内に当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無について強化法施行規則様式第六による回答書に記載し、<u>総合政策局総合政策課</u>を通じてこれを当該主務大臣に送付するものとする。</p> <p>また、この場合において、当該求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間1か月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を、<u>総合政策局総合政策課</u>を通じて当該主務大臣に通知するものとする。</p> <p>③ 金融庁長官が、他の関係行政機関の長に対し強化法第9条第3項の規定により確認を求めた場合において、当該関係行政機関の長から強化法施行規則様式第六による回答書の送付を受けたときには、<u>総合政策局総合政策課</u>又は当該確認の求めと同一事案について照会書を回付された課室を通じて、提出者に当該回答書を交付するものとする。</p> <p>また、当該関係行政機関の長から、原則として1か月以内に回答書を交</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>付することができない旨及びその理由の通知を受けた場合には、これらを提出者に通知するものとする。</p> <p>Ⅱ－５ 行政処分等を行う際の留意点等</p> <p>Ⅱ－５－１ 行政処分（不利益処分）に関する基本的な事務の流れについて</p> <p>Ⅱ－５－１－２ 法第 26 条に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除</p> <p>法第26条に基づき業務改善命令を発出する場合には、当該命令に基づく銀行の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すため、原則として、当該銀行の提出する業務改善計画の履行状況の報告を求めるとなっているが、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第 26 条に基づき業務改善命令を発出している銀行に対して、当該銀行の提出した業務改善計画の履行状況について、期限を定めることなく継続的に報告を求めている場合には、業務改善命令を発出する要因となった問題に関して、業務改善計画に沿って十分な改善措置が講じられたと認められるときには、当該計画の履行状況の報告義務を解除するものとする。その際、当該報告やⅡ－１－３－３（１）により説明を受けた検査結果等により把握した改善への取組状況に基づき、解除の是非を判断するものとする。</p>	<p>付することができない旨及びその理由の通知を受けた場合には、これらを提出者に通知するものとする。</p> <p>Ⅱ－５ 行政処分等を行う際の留意点等</p> <p>Ⅱ－５－１ 行政処分（不利益処分）に関する基本的な事務の流れについて</p> <p>Ⅱ－５－１－２ 法第 26 条に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除</p> <p>法第26条に基づき業務改善命令を発出する場合には、当該命令に基づく銀行の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すため、原則として、当該銀行の提出する業務改善計画の履行状況の報告を求めるとなっているが、以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第 26 条に基づき業務改善命令を発出している銀行に対して、当該銀行の提出した業務改善計画の履行状況について、期限を定めることなく継続的に報告を求めている場合には、業務改善命令を発出する要因となった問題に関して、業務改善計画に沿って十分な改善措置が講じられたと認められるときには、当該計画の履行状況の報告義務を解除するものとする。その際、当該報告や検査結果等により把握した改善への取組状況に基づき、解除の是非を判断するものとする。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ－５－５ 不利益処分の公表に関する考え方</p> <p>(1) 上記Ⅱ－５－１－１(4)から(6)の不利益処分のうち、業務停止・免許の取消しを命じたときは、法第56条第1項第1号又は第2号に基づき、官報に告示しなければならないことに留意する。</p> <p>(2) 上記(1)以外の公表の取扱いについては、<u>「金融監督の原則と監督部局職員の心得(行動規範)」の「Ⅰ－５. 透明性」に規定された考え方によることに留意する。</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>Ⅱ－５－５ 不利益処分の公表に関する考え方</p> <p>(1) 上記Ⅱ－５－１－１(4)から(6)の不利益処分のうち、業務停止・免許の取消しを命じたときは、法第56条第1項第1号又は第2号に基づき、官報に告示しなければならないことに留意する。</p> <p>(2) 上記(1)以外の公表の取扱いについては、<u>監督上の着眼点を明らかにするとともに、ノーアクションレター制度、意見交換制度等の適切な運用を通じ、監督行政の透明性の向上に努めることに留意する。</u></p> <p>(3) (略)</p>
<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－１ 経営管理(ガバナンス)</p> <p>Ⅲ－１－２ 主な着眼点</p> <p>Ⅲ－１－２－３ 監査等委員会設置会社である銀行の場合</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(参考) 経営管理(ガバナンス)態勢に関する監督に当たっての着眼点については、以下が参考となる。</p> <p>① <u>金融庁「金融検査マニュアル(預金等受入金融機関に係る検査マニュアル)」(平成11年7月)</u></p>	<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－１ 経営管理(ガバナンス)</p> <p>Ⅲ－１－２ 主な着眼点</p> <p>Ⅲ－１－２－３ 監査等委員会設置会社である銀行の場合</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(参考) 経営管理(ガバナンス)態勢に関する監督に当たっての着眼点については、以下が参考となる。</p> <p><u>(削除)</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>② パーゼル銀行監督委員会「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク」(1998年9月)</p> <p>③ パーゼル銀行監督委員会「銀行組織にとってのコーポレート・ガバナンスの強化」(2006年2月)</p> <p>④ 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)</p> <p>(注) 以下、本監督指針においては、原則として監査役会設置会社である銀行の場合を前提に記載するが、指名委員会等設置会社又は監査等委員会設置会社である銀行の場合には、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して適宜読み替えて検証等を行うこととする。</p> <p>Ⅲ-1-3 監督手法</p> <p>下記のヒアリング及び通常の監督事務等を通じて、経営管理(ガバナンス)態勢について検証することとする。</p> <p>(1) オフサイト・モニタリング</p> <p>① <u>総合的なヒアリング(Ⅱ-1-1-2(3)②参照)</u>、<u>リスク管理ヒアリング(Ⅱ-1-1-2(3)③参照)</u>及び<u>内部監査ヒアリング(Ⅱ-1-1-2(3)④参照)</u>において、所要のヒアリングを行うとともに、取締役会・監査役会の機能発揮の状況、経営陣の認識・関与状況等について検証することとする。</p> <p>② <u>トップヒアリング(Ⅱ-1-1-2(4)を参照)</u></p> <p>必要に応じ随時行うトップヒアリングにおいて、銀行の経営者に対し、経営戦略及び経営方針、リスク管理に関する認識等につきヒアリ</p>	<p>① パーゼル銀行監督委員会「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク」(1998年9月)</p> <p>② パーゼル銀行監督委員会「銀行組織にとってのコーポレート・ガバナンスの強化」(2006年2月)</p> <p>③ 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)</p> <p>(注) 以下、本監督指針においては、原則として監査役会設置会社である銀行の場合を前提に記載するが、指名委員会等設置会社又は監査等委員会設置会社である銀行の場合には、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して適宜読み替えて検証等を行うこととする。</p> <p>Ⅲ-1-3 監督手法</p> <p>下記のヒアリング及び通常の監督事務等を通じて、経営管理(ガバナンス)態勢について検証することとする。</p> <p>(1) オフサイト・モニタリング</p> <p>① <u>リスク管理や内部監査に関するヒアリング</u>において、所要のヒアリングを行うとともに、取締役会・監査役会の機能発揮の状況、経営陣の認識・関与状況等について検証することとする。</p> <p>② <u>トップヒアリング</u></p> <p>必要に応じ随時行うトップヒアリングにおいて、銀行の経営者に対し、経営戦略及び経営方針、リスク管理に関する認識等につきヒアリ</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>ングを行うこととする。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>Ⅲ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅲ－２－１ 自己資本の充実</p> <p>Ⅲ－２－１－１ 自己資本の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－２－１－１－２ 主な着眼点</p> <p>Ⅲ－２－１－１－２－２ 自己資本の充実度の評価</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 繰延税金資産</p> <p><u>自己資本の質と関連する事項として、繰延税金資産の額又はその自己資本に対する割合が大きいことは銀行の健全性の観点から問題となり得ることから、以下の点にも留意するものとする。</u></p> <p>① <u>繰延税金資産について、その資産性が将来の課税所得に依存していること等の脆弱性にかんがみ、税効果会計に関する会計基準等の趣旨を踏まえ適正に計上されているか。</u></p> <p>② <u>繰延税金資産の算入根拠と計算手続きに関して、繰延税金資産の計上額に対する信頼性を高めるために、決算短信（中間決算を含む。）の公</u></p>	<p>ングを行うこととする。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>Ⅲ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅲ－２－１ 自己資本の充実</p> <p>Ⅲ－２－１－１ 自己資本の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－２－１－１－２ 主な着眼点</p> <p>Ⅲ－２－１－１－２－２ 自己資本の充実度の評価</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 繰延税金資産</p> <p><u>自己資本の質と関連する事項として、繰延税金資産の額又はその自己資本に対する割合が大きいことは銀行の健全性の観点から問題となり得ることから、その資産性が将来の課税所得に依存していること等の脆弱性にかんがみ、税効果会計に関する会計基準等の趣旨を踏まえ適正に計上されているか留意するものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>



主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>表時に下記イ.～へ.の項目について開示するとともに、開示する計数等を基に計算手続き等に即した分かりやすい説明を行っているか。</p> <p>イ. 繰延税金資産の算入根拠（過去の業績等の状況を主たる判断基準とした場合には実務指針（注）の例示区分（4号但書の場合には非経常的な特別な原因を含む。））及び将来の課税所得の見積り期間（X年間）。</p> <p>ロ. 過去5年間の課税所得（繰越欠損金使用前の各年度の実績値）。</p> <p>ハ. 見積りの前提とした実質業務純益の見込み額（X年間の合計値）。</p> <p>ニ. 見積りの前提とした税引前当期純利益の見込み額（X年間の合計値）。</p> <p>ホ. 調整前課税所得の見積り額（X年間の合計値）。</p> <p>ヘ. 繰延税金資産・負債の主な発生原因について、共通に開示すべき項目。</p> <p>    a. 繰延税金資産：貸倒引当金、有価証券有税償却、その他有価証券評価差額金、退職給付引当金、繰越欠損金、その他。</p> <p>    b. 繰延税金負債：退職給付信託設定益、その他有価証券評価差額金、リース取引に係る未実現利益、その他。</p> <p>（注）「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」 （平成11年11月9日、日本公認会計士協会）</p> <p>（4） （略）</p> <p>Ⅲ－2－1－1－3 監督手法・対応</p> <p>（1）オフサイト・モニタリング</p> <p>    ① （略）</p> <p>    ② 総合的なヒアリング及び必要に応じ随時行われるトップヒアリング</p>	<p>（4） （略）</p> <p>Ⅲ－2－1－1－3 監督手法・対応</p> <p>（1）オフサイト・モニタリング</p> <p>    ① （略）</p> <p>    ② 必要に応じ随時行われるトップヒアリング等の機会において、上記</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>等の機会において、上記Ⅲ－２－１－１－２の着眼点を踏まえ、自己資本の評価態勢、質量両面にわたる充実度に関する銀行自身の分析、今後の資本政策等について確認する。</p>	<p>Ⅲ－２－１－１－２の着眼点を踏まえ、自己資本の評価態勢、質量両面にわたる充実度に関する銀行自身の分析、今後の資本政策等について確認する。</p>
<p>(2)～(6) (略)</p>	<p>(2)～(6) (略)</p>
<p>Ⅲ－２－３ リスク管理</p>	<p>Ⅲ－２－３ リスク管理</p>
<p>Ⅲ－２－３－１ リスク管理共通編及び統合リスク管理</p>	<p>Ⅲ－２－３－１ リスク管理共通編及び統合リスク管理</p>
<p>Ⅲ－２－３－１－４ 統合リスク管理に関する主な着眼点</p>	<p>Ⅲ－２－３－１－４ 統合リスク管理に関する主な着眼点</p>
<p>(1)～(8) (略)</p>	<p>(1)～(8) (略)</p>
<p><u>(注) 上記Ⅲ－２－３－１－３及びⅢ－２－３－１－４の着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>Ⅲ－２－３－１－５ 監督手法・対応</p>	<p>Ⅲ－２－３－１－５ 監督手法・対応</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) オフサイト・モニタリング</p>	<p>(2) オフサイト・モニタリング</p>
<p>① <u>リスク管理ヒアリング及び統合リスク管理に関するオフサイトモニタリングデータの分析等により、統合リスク管理態勢の機能について、常時把握し、必要に応じ実効性等について分析・検証等を行う。</u></p>	<p>① <u>各種ヒアリング及び統合リスク管理に関するオフサイトモニタリングデータの分析等により、統合リスク管理態勢の機能について、常時把握し、必要に応じ実効性等について分析・検証等を行う。</u></p>
<p>②、③ (略)</p>	<p>②、③ (略)</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(3) 検査結果や<u>リスク管理ヒアリング等の</u>オフサイト・モニタリングにより、リスク管理態勢・統合リスク管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。</p>	<p>(3) 検査結果やオフサイト・モニタリングにより、リスク管理態勢・統合リスク管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。</p>
<p>(4) (略)</p>	<p>(4) (略)</p>
<p>Ⅲ-2-3-2 信用リスク管理</p>	<p>Ⅲ-2-3-2 信用リスク管理</p>
<p>Ⅲ-2-3-2-1 信用リスク管理・総論</p>	<p>Ⅲ-2-3-2-1 信用リスク管理・総論</p>
<p>Ⅲ-2-3-2-1-2 主な着眼点</p>	<p>Ⅲ-2-3-2-1-2 主な着眼点</p>
<p>(1) ~ (12) (略)</p>	<p>(1) ~ (12) (略)</p>
<p><u>(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>Ⅲ-2-3-2-2 大口与信管理</p>	<p>Ⅲ-2-3-2-2 大口与信管理</p>
<p>Ⅲ-2-3-2-2-2 主な着眼点</p>	<p>Ⅲ-2-3-2-2-2 主な着眼点</p>
<p>(1) ~ (8) (略)</p>	<p>(1) ~ (8) (略)</p>
<p><u>(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ－２－３－２－３ 不良債権処理と企業再生（産業と金融の一体的再生）</p> <p>Ⅲ－２－３－２－３－２ 主な着眼点</p> <p>（１） （略）</p> <p>（２） 不良債権に係る厳正な自己査定及び償却・引当等</p> <p>①、② （略）</p> <p>③ 危険債権以下の債権やDCF（ディスカウント・キャッシュフロー）法を採用する場合で担保評価額を利用する債権については、担保評価を勘案して償却・引当を行うため、適切な担保評価が行われることが重要である。このため、これらの債権に係る担保評価については、以下の取扱いを行っているか留意する必要がある。</p> <p>イ. 法定鑑定評価の運用の強化と法定鑑定の明確化</p> <p>a. ～ e. （略）</p> <p><u>（参考）法定鑑定については、検査マニュアルにおいて、「『鑑定評価額』とは、不動産鑑定評価基準（国土交通事務次官通知）に基づき評価を行ったものをいい、簡易な方法で評価を行ったものを含まない」とされたことに留意すること。</u></p> <p>ロ. （略）</p> <p>（３）～（５） （略）</p> <p>Ⅲ－２－３－２－６ 信用リスク管理に係る監督手法・対応</p>	<p>Ⅲ－２－３－２－３ 不良債権処理と企業再生（産業と金融の一体的再生）</p> <p>Ⅲ－２－３－２－３－２ 主な着眼点</p> <p>（１） （略）</p> <p>（２） 不良債権に係る厳正な自己査定及び償却・引当等</p> <p>①、② （略）</p> <p>③ 危険債権以下の債権やDCF（ディスカウント・キャッシュフロー）法を採用する場合で担保評価額を利用する債権については、担保評価を勘案して償却・引当を行うため、適切な担保評価が行われることが重要である。このため、これらの債権に係る担保評価については、以下の取扱いを行っているか留意する必要がある。</p> <p>イ. 法定鑑定評価の運用の強化と法定鑑定の明確化</p> <p>a. ～ e. （略）</p> <p><u>（注）法定鑑定について、「鑑定評価額」とは不動産鑑定評価基準（国土交通事務次官通知）に基づき評価を行ったものであり、簡易な方法で評価を行ったものを含まない。</u></p> <p>ロ. （略）</p> <p>（３）～（５） （略）</p> <p>Ⅲ－２－３－２－６ 信用リスク管理に係る監督手法・対応</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 自己査定と検査結果の格差  <u>検査部局による検査結果通知後</u>、法第 24 条に基づく報告を求め（Ⅱ－1－3－3 参照）、正当な理由がないにもかかわらず当該銀行の自己査定と検査結果の格差が大幅に認められる場合など当該銀行の自主的な改善努力に委ねたのでは当該銀行のリスク管理態勢の整備等に支障を来すと認められる場合には、法第 26 条に基づき、業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>(3) 上記 (1) ③及び (2) 以外の場合であっても、<u>検査結果やリスク管理ヒアリング等のオフサイト・モニタリング</u>により、銀行の信用リスク管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。</p> <p>(4) なお、銀行の個別取引先に対する与信判断は、あくまでも当該銀行の経営判断で行われるものであることに留意する必要がある。即ち、銀行監督当局の職責は、銀行の検査・監督を通じてその財務の健全性を確保することにある。銀行監督当局として債務者区分や債権の自己査定結果を検証する際、債務者の経営改善計画等の実現可能性等を検証することがあるが（<u>金融検査マニュアル参照</u>）、その結果は銀行の不良債権額と償却・引当額に反映されるにとどまる。不良債権を売却するか否か、債務者をどのように再生させるか等については、銀行（及び債務者）の経営判断に属する事項であり、当局が指示・関与等することはなく、その権限もないことに留意する必要がある。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 自己査定と検査結果の格差  検査結果通知後、法第 24 条に基づく報告を求め、正当な理由がないにもかかわらず当該銀行の自己査定と検査結果の格差が大幅に認められる場合など当該銀行の自主的な改善努力に委ねたのでは当該銀行のリスク管理態勢の整備等に支障を来すと認められる場合には、法第 26 条に基づき、業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>(3) 上記 (1) ③及び (2) 以外の場合であっても、<u>検査結果やオフサイト・モニタリング</u>により、銀行の信用リスク管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。</p> <p>(4) なお、銀行の個別取引先に対する与信判断は、あくまでも当該銀行の経営判断で行われるものであることに留意する必要がある。即ち、銀行監督当局の職責は、銀行の検査・監督を通じてその財務の健全性を確保することにある。銀行監督当局として債務者区分や債権の自己査定結果を検証する際、債務者の経営改善計画等の実現可能性等を検証することがあるが、その結果は銀行の不良債権額と償却・引当額に反映されるにとどまる。不良債権を売却するか否か、債務者をどのように再生させるか等については、銀行（及び債務者）の経営判断に属する事項であり、当局が指示・関与等することはなく、その権限もないことに留意する必要がある。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(5) (略)</p> <p>Ⅲ-2-3-3 市場リスク管理</p> <p>Ⅲ-2-3-3-2 主な着眼点</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(5) (略)</p> <p>Ⅲ-2-3-3 市場リスク管理</p> <p>Ⅲ-2-3-3-2 主な着眼点</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
<p><u>(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>Ⅲ-2-3-3-3 監督手法・対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上記③以外の場合であっても、<u>検査結果やリスク管理ヒアリング等</u>により、銀行の市場リスク管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。</p>	<p>Ⅲ-2-3-3-3 監督手法・対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上記③以外の場合であっても、検査結果等により、銀行の市場リスク管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第 24 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 26 条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。</p>
<p>Ⅲ-2-3-4 流動性リスク管理</p> <p>Ⅲ-2-3-4-2 主な着眼点</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>Ⅲ-2-3-4 流動性リスク管理</p> <p>Ⅲ-2-3-4-2 主な着眼点</p> <p>(1)～(6) (略)</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ、金融検査マニュアルを参照。</p> <p>Ⅲ－２－３－４－３ 監督手法・対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上記(1)③以外の場合であっても、検査結果やリスク管理ヒアリング等により、銀行の流動性リスク管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第24条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。</p> <p>Ⅲ－３ 業務の適切性等</p> <p>Ⅲ－３－２ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－３－２－３ 銀行に求められる開示の類型</p> <p>(1) 銀行法上の開示</p> <p>銀行法のディスクロージャー義務は、法第20条に基づく「貸借対照表等の公告等」と法第21条に基づく「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」（「ディスクロージャー誌」）の2つの制度から構成されている。</p> <p>法第20条の公告は、会社法に基づき株式会社一般に課される決算公告の特則と位置付けられており、リスク管理債権は、この注記事項とされて</p>	<p>(削除)</p> <p>Ⅲ－２－３－４－３ 監督手法・対応</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上記(1)③以外の場合であっても、検査結果等により、銀行の流動性リスク管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ、法第24条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。</p> <p>Ⅲ－３ 業務の適切性等</p> <p>Ⅲ－３－２ 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>Ⅲ－３－２－３ 銀行に求められる開示の類型</p> <p>(1) 銀行法上の開示</p> <p>銀行法のディスクロージャー義務は、法第20条に基づく「貸借対照表等の公告等」と法第21条に基づく「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」（「ディスクロージャー誌」）の2つの制度から構成されている。</p> <p>法第20条の公告は、会社法に基づき株式会社一般に課される決算公告の特則と位置付けられており、リスク管理債権は、この注記事項とされて</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>いる。</p> <p>法第 21 条に基づき作成される中間事業年度及び事業年度に係る説明書類の開示項目については、内閣府令（施行規則第 19 条の 2 及び第 19 条の 3）で明確に定められている（なお、当該開示項目について、虚偽の記載等をして公衆の縦覧に供した者は法第 63 条により罰せられる。）。さらに、罰則の適用はないが、法第 21 条第 7 項において「預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。」とされている。</p> <p><u>（注）「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（以下「再生法」という。）により資産の査定の公表が義務付けられていることにも留意する。</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（2）金融商品取引法上の開示（略）</u></p>	<p>いる。</p> <p>法第 21 条に基づき作成される中間事業年度及び事業年度に係る説明書類の開示項目については、内閣府令（施行規則第 19 条の 2 及び第 19 条の 3）で明確に定められている（なお、当該開示項目について、虚偽の記載等をして公衆の縦覧に供した者は法第 63 条により罰せられる。）。さらに、罰則の適用はないが、法第 21 条第 7 項において「預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。」とされている。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（2）「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成 10 年法律第 132 号、以下「再生法」という。）に基づく開示</u>  <u>再生法第 6 条に基づく資産査定の結果は、内閣総理大臣に報告されるとともに、同法第 7 条の規定により公表されることとなっている。さらに、同法第 78 条及び第 86 条の規定により、内閣総理大臣に対する報告に虚偽の記載があった場合には、罰則が適用されることとされている。</u>  <u>なお、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」（平成 10 年法律第 143 号）第 3 条第 2 項第 1 号の規定により、再生法第 6 条第 2 項に規定する基準に従い資産の査定を行う必要のある金融機関は、銀行、信託銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会及び銀行持株会社等である。</u></p> <p><u>（3）金融商品取引法上の開示（略）</u></p>



主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(3) 任意開示 (略)</p> <p>(4) 会計基準 (略)</p> <p>Ⅲ-3-2-4 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ-3-2-4-3 リスク管理債権額の開示</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開示区分</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 貸出条件緩和債権</p> <p>イ. 施行規則第19条の2第1項第5号ロ(4)の「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として」いるかどうかの判定においては、債務者の経営状況及び金融機関の意図等に基づき判断することとし、当該条件変更が、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的としていないと認められる場合には、債務者に有利となる取決めを行っている場合であっても、貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(4) 任意開示 (略)</p> <p>(5) 会計基準 (略)</p> <p>Ⅲ-3-2-4 開示に当たっての留意事項</p> <p>Ⅲ-3-2-4-3 リスク管理債権額の開示</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開示区分</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 貸出条件緩和債権</p> <p>イ. 施行規則第19条の2第1項第5号ロ(4)の「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として」いるかどうかの判定においては、債務者の経営状況及び金融機関の意図等に基づき判断することとし、当該条件変更が、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的としていないと認められる場合には、債務者に有利となる取決めを行っている場合であっても、貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。</p> <p><u>(注) 債務者の経営再建又は支援を図る目的の有無については、単に融資形態のみをもって判断するのではなく、債務者の状況や資金の性格等を総合的に勘案して判断する必要がある。例えば、書換えが継続している手形貸付であっても、いわゆる正常運転資金については、そもそも債務者の支援を目的とした期限の延長ではないことから、貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>ロ. 施行規則第19条の2第1項第5号ロ(4)の「債務者に有利となる取決め」とは、債権者と債務者の合意によるものか法律や判決によるものであるかは問わないことに留意する。また、その具体的な事例としては、例えば、以下のような約定条件の改定を行った債権又はその組み合わせで、かつ当該債務者に関する他の貸出金利息、手数料、配当等の収益、担保・保証等による信用リスク等の増減、競争上の観点等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して、当該貸出金に対して、基準金利（当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利をいう。）が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていない債権が考えられるが、これらにかかわらず施行規則の定義に合致する貸出金は開示の対象となることに留意する。</p> <p>a. ～g. (略)</p> <p>(注) 上記の事例に係る判定に当たっては、例えば、以下の点に留意する。</p> <p>一～四 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ハ. 過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金</p>	<p>ロ. 施行規則第19条の2第1項第5号ロ(4)の「債務者に有利となる取決め」とは、債権者と債務者の合意によるものか法律や判決によるものであるかは問わないことに留意する。また、その具体的な事例としては、例えば、以下のような約定条件の改定を行った債権又はその組み合わせで、かつ当該債務者に関する他の貸出金利息、手数料、配当等の収益、担保・保証等による信用リスク等の増減、競争上の観点等の当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案して、当該貸出金に対して、基準金利（当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利をいう。）が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていない債権が考えられるが、これらにかかわらず施行規則の定義に合致する貸出金は開示の対象となることに留意する。</p> <p>a. ～g. (略)</p> <p>(注) 上記の事例に係る判定に当たっては、例えば、以下の点に留意する。</p> <p>一～四 (略)</p> <p><u>五 特に債務者が中小企業である場合は、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて区分すること。</u></p> <p><u>六 条件変更を実施している債権であっても、当該企業が保有する資産の売却等の見通しが確実であり、それにより返済財源が確保されている場合等には、信用リスクそのものが軽減されていること。</u></p> <p>ハ. 過去において債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸出金であっても、金融経済情勢等の変化等により新規貸出実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合、又は当該債務者の<u>債務者区分が正常先</u>となった場合には、当該貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。</p> <p>特に、実現可能性の高い（注1）抜本的な（注2）経営再建計画（注3）に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合（注4）には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。また、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない場合であっても、債務者が中小企業であって、かつ、貸出条件の変更を行った日から最長1年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき（注5）には、当該債務者に対する貸出金は当該貸出条件の変更を行った日から最長1年間は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</p> <p>（注1）「実現可能性の高い」とは、以下の要件を全て満たす計画であることをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること。</li> <li>二 計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと。</li> <li>三 計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しい</li> </ul>	<p>利減免、金利支払猶予、債権放棄、元本返済猶予、代物弁済や株式の受領等を行った債務者に対する貸出金であっても、金融経済情勢等の変化等により新規貸出実行金利が低下した結果、又は当該債務者の経営状況が改善し信用リスクが減少した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合、又は当該債務者の<u>業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる状態</u>となった場合には、当該貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。</p> <p>特に、実現可能性の高い（注1）抜本的な（注2）経営再建計画（注3）に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合（注4）には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。また、債務者が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画を策定していない場合であっても、債務者が中小企業であって、かつ、貸出条件の変更を行った日から最長1年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき（注5）には、当該債務者に対する貸出金は当該貸出条件の変更を行った日から最長1年間は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</p> <p>（注1）「実現可能性の高い」とは、以下の要件を全て満たす計画であることをいう。<u>ただし、債務者が中小企業であって、その進捗状況が概ね1年以上順調に進捗している場合には、その計画は「実現可能性の高い」計画であると判断して差し支えない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 計画の実現に必要な関係者との同意が得られていること。</li> <li>二 計画における債権放棄などの支援の額が確定しており、当該計画を超える追加的支援が必要と見込まれる状況でないこと。</li> <li>三 計画における売上高、費用及び利益の予測等の想定が十分に厳しい</li> </ul>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>ものとなっていること。</p> <p>(注2) 「抜本的な」とは、概ね3年（債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。）後の当該債務者の債務者区分が正常先となることをいう。<u>なお、債務者が中小企業である場合の取扱いは、金融検査マニュアル別冊「中小企業融資編」を参照のこと。</u></p> <p>(注3) <u>中小企業再生支援協議会（産業復興相談センターを含む。）が策定支援した再生計画、産業復興相談センターが債権買取支援業務において策定支援した事業計画、事業再生ADR手続（特定認証紛争解決手続（産業競争力強化法第2条第16項）をいう。）に従って決議された事業再生計画、株式会社地域経済活性化支援機構が買取決定等（株式会社地域経済活性化支援機構法第31条第1項）した事業者の事業再生計画（同法第25条第2項）及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が買取決定等（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第25条第1項）した事業者の事業再生計画（同法第19条第2項第1号）については、当該計画が（注1）及び（注2）の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。</u></p> <p>(注4) 既存の計画に基づく経営再建が（注1）及び（注2）の要件を全て満たすこととなった場合も、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合」と同様とする。</p>	<p>ものとなっていること。</p> <p>(注2) 「抜本的な」とは、概ね3年（債務者企業の規模又は事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。）後の当該債務者の業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる状態となることをいう。<u>なお、債務者が中小企業である場合は、大企業と比較して経営改善に時間がかかることが多いことから、Ⅲ-3-2-4-4③における「合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画」が策定されている場合には、当該計画を実現可能性の高い抜本的な計画とみなして差し支えない。</u></p> <p>(注3) <u>中小企業再生支援協議会（産業復興相談センターを含む。）又は株式会社整理回収機構が策定支援した再生計画、産業復興相談センターが債権買取支援業務において策定支援した事業計画、事業再生ADR手続（特定認証紛争解決手続（産業競争力強化法第2条第16項）をいう。）に従って決議された事業再生計画、株式会社地域経済活性化支援機構が買取決定等（株式会社地域経済活性化支援機構法第31条第1項）した事業者の事業再生計画（同法第25条第2項）及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が買取決定等（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第25条第1項）した事業者の事業再生計画（同法第19条第2項第1号）については、当該計画が（注1）及び（注2）の要件を満たしていると認められる場合に限り、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」であると判断して差し支えない。</u></p> <p>(注4) 既存の計画に基づく経営再建が（注1）及び（注2）の要件を全て満たすこととなった場合も、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合」と同様とする。<u>例えば、金融機関が債務者に対して貸付条件の</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>なお、(注3)の場合を含め、(注1)及び(注2)の要件を当初全て満たす計画であっても、その後、これらの要件を欠くこととなり、当該計画に基づく貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと見込まれるようになった場合には、当該計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権に該当することとなることに留意する。</p> <p>(注5) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>変更を行う場合であって、当該債務者が経営改善計画等を策定しているとき(他の金融機関(政府系金融機関等を含む。))が行う貸付条件の変更等に伴って当該債務者が経営改善計画等を策定しているとき及び信用保証協会による既存の保証の条件変更に伴って当該債務者が経営改善計画等を策定しているときを含む。)</u>は、当該計画が(注1)及び(注2)の要件を満たしていると認められるものであれば、金融機関が当該債務者に対して行う貸付条件の変更等に係る貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。</p> <p>なお、(注3)の場合を含め、(注1)及び(注2)の要件を当初全て満たす計画であっても、その後、これらの要件を欠くこととなり、当該計画に基づく貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと見込まれるようになった場合には、当該計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権に該当することとなることに留意する。</p> <p>(注5) (略)</p> <p><u>Ⅲ－3－2－4－4 再生法開示債権の開示区分</u></p> <p><u>再生法施行規則第4条に定める基準に従い、以下のとおり区分する。ただし、その際には、以下に掲げる基準を機械的・画一的に適用するのではなく、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等により、その返済能力を検討し、債務者に対する貸出条件及びその履行状況を確認の上、業種等の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、キャッシュフローによる債務償還能力、経営改善計画等の妥当性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案した上で、区分することが適当である(再生法第6条第2</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>項参照）。特に債務者が中小企業である場合は、当該企業の財務状況のみならず、当該企業の技術力、販売力や成長性、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容、保証状況と保証能力等を総合的に勘案し、当該企業の経営実態を踏まえて区分することが適当である。</u></p> <p><u>(注) 再生法開示債権の開示対象についても、再生法施行規則第4条に定める基準に従う。なお、仮払金については貸出金に準ずるもの（支払承諾に基づき代位弁済を行ったことにより発生する求償権及び貸出金と関連のある仮払金）として差し支えない。</u></p> <p>① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権</p> <p><u>破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、「破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権」をいい、破産、清算、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者のほか、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが</u> <u>ない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者</u> <u>に対する債権である。なお、特定調停法の規定による特定調停の申立て</u> <u>については、申立が行われたことをもって経営破綻に陥っているものと</u> <u>はしないこととし、当該債務者の経営実態を踏まえて判断する。</u></p> <p><u>具体的には、事業を形式的に継続しているが、財務内容において多額の不良債権を内包し、あるいは債務者の返済能力に比して明らかに過大な借入金が残存し、実質的に大幅な債務超過の状態に相当期間陥っており、事業好転の見通しが</u> <u>ない状況、天災、事故、経済情勢の急変等により多大な損失を被り（あるいは、これらに類する事由が生じており）、</u> <u>再建の見通しが</u> <u>ない状況で、元金又は利息について実質的に長期間延滞</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>(原則として6カ月以上延滞しており、一過性の延滞とは認められないものをいう。)している債務者や、自主廃業により営業所を廃止しているなど、実質的に営業を行っていないと認められる債務者に対する債権が含まれる。</u></p> <p><u>このほか、経営改善計画等の進捗状況が計画を大幅に下回っており、今後も急激な業績の回復が見込めず、経営改善計画等の見直しが行われていない場合、又は一部の取引金融機関において経営改善計画等に基づく支援を行うことについて合意が得られない場合で、今後、経営破綻に陥る可能性が確実と認められる債務者については、「深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にある」ため、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当するものと判断して差し支えない。</u></p> <p>② 危険債権</p> <p><u>危険債権とは、「債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権」をいい、現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む）に対する債権である。</u></p> <p><u>具体的には、現状、事業を継続しているが、実質債務超過の状態に陥っており、業況が著しく低調で貸出金が延滞状態にあるなど元本及び利息の最終の回収について重大な懸念があり、従って損失の発生の可能性が高い状況で、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権をいう。</u></p> <p><u>なお、会社更生法、民事再生法等の規定による更生計画等の認可決定が行われた債務者に対する債権については、危険債権と判断して差し支えない。さらに、更生計画等の認可決定が行われている債務者について</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p>は、以下の要件のいずれかを満たしている場合には、更生計画等が合理的であり、その実現可能性が高いものと判断し、当該債務者に対する債権は要管理債権又は正常債権に該当するものと判断して差し支えない。</p> <p>イ. <u>更生計画等の認可決定後、当該債務者が、原則として概ね5年以内に、業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる状態（当該債務者が金融機関等の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある状態、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある状態のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある状態など今後の管理に注意を要する状態を含む。）となる計画であり、かつ、更生計画等が概ね計画どおりに推移すると認められること。</u></p> <p>ロ. <u>当該債務者が、5年を超え概ね10年以内に、業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる状態（当該債務者が金融機関等の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある状態、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある状態のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある状態など今後の管理に注意を要する状態を含む。）となる計画であり、かつ、更生計画等の認可決定後一定期間が経過し、更生計画等の進捗状況が概ね計画以上であり、今後も概ね計画どおりに推移すると認められること。</u></p> <p>③ 要管理債権 要管理債権とは、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題</p>



主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、「三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権」をいう。</u></p> <p><u>なお、形式上は延滞が発生していないものの、実質的に三ヶ月以上延滞している債権も、要管理債権に該当する。実質的な延滞債権となっているかどうかは、返済期日近くに実行された貸出金の資金使途が元金又は利息の返済原資となっていないか等により判断する。</u></p> <p><u>金融機関等の支援を前提として経営改善計画等が策定されている債務者については、以下の全ての要件を充たしている場合には、経営改善計画等が合理的であり、その実現可能性が高いものと判断し、当該債務者に対する債権は要管理債権又は正常債権に該当するものと判断して差し支えない（当該計画を「合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画」という。）。</u></p> <p><u>なお、債務者が中小企業である場合、企業の規模、人員等を勘案すると、大企業の場合と同様な大部で精緻な経営改善計画等を策定できない場合がある。債務者が経営改善計画等を策定していない場合であっても、例えば、今後の資産売却予定、役員報酬や諸経費の削減予定、新商品等の開発計画や収支改善計画等のほか、債務者の実態に即して金融機関が作成・分析した資料を踏まえて債権区分の判断を行うことが必要である。</u></p> <p><u>また、債務者が中小企業である場合、必ずしも精緻な経営改善計画等を作成できないことから、景気動向等により、経営改善計画等の進捗状況が計画を下回る（売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね8割に満たない）場合がある。その際には、経営改善計画等の進捗状況のみ</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>をもって機械的・画一的に判断するのではなく、計画を下回った要因について分析するとともに、今後の経営改善の見通し等を検討することが必要である（ただし、経営改善計画の進捗状況が計画を大幅に下回っている場合には、「合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画」とは取り扱わない）。なお、経営改善計画等の進捗状況や今後の見通しを検討する際には、バランスシート面についての検討も重要であるが、キャッシュフローの見通しをより重視することが適当である。</u></p> <p><u>このほか、債務者が制度資金を活用して経営改善計画等を策定しており、当該経営改善計画等が国又は都道府県の審査を経て策定されている場合には、債務者の実態を踏まえ、国又は都道府県の関与の状況等を総合的に勘案して判断する。</u></p> <p><u>本基準は、あくまでも経営改善計画等の合理性、実現可能性を検証するための目安であり、債権区分を検討するに当たっては、本基準を機械的・画一的に適用すべきものではない。</u></p> <p><u>イ. 経営改善計画等の計画期間が原則として概ね5年以内であり、かつ、計画の実現可能性が高いこと。</u></p> <p><u>ただし、経営改善計画等の計画期間が5年を超え概ね10年以内となっている場合で、経営改善計画等の策定後、経営改善計画等の進捗状況が概ね計画どおり（売上高等及び当期利益が事業計画に比して概ね8割以上確保されていること）であり、今後も概ね計画どおりに推移すると認められる場合を含む。</u></p> <p><u>ロ. 計画期間終了後の当該債務者の業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる状態（ただし、計画期間終了後の当該債務者が金融機関等の再建支援を要せず、自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある状態、元本返済</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある状態のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある状態など今後の管理に注意を要する状態を含む。）となる計画であること。</u></p> <p><u>ハ. 全ての取引金融機関等において、経営改善計画等に基づく支援を行うことが合意されていること。</u></p> <p><u>ただし、単独で支援を行うことにより再建が可能な場合又は一部の取引金融機関等が支援を行うことにより再建が可能な場合は、当該支援金融機関等が経営改善計画等に基づく支援を行うことについて合意されていれば足りるものと判断する。</u></p> <p><u>ニ. 金融機関等の支援の内容が、金利減免、融資残高維持等に止まり、債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を伴うものではないこと。</u></p> <p><u>ただし、経営改善計画等の開始後、既に債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を行い、今後はこれを行わないことが見込まれる場合、及び経営改善計画等に基づき今後債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を計画的に行う必要があるが、既に支援による損失見込額を全額引当金として計上済で、今後は損失の発生が見込まれない場合を含む。</u></p> <p><u>なお、制度資金を利用している場合で、当該制度資金に基づく国が補助する都道府県の利子補給等は債権放棄等には含まれないことに留意する。</u></p> <p>④ 正常債権</p> <p><u>正常債権とは、「債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権以外のものに区分される債権」をいう。</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ－３－２－４－<u>４</u> 自己資本の充実の状況等の開示（施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号二、第 19 条の 3 第 1 項第 3 号ハ、第 19 条の 5、第 34 条の 26 第 1 項第 4 号ハ、及び第 34 条の 27 の 2 関係）</p> <p>（略）</p> <p>（注）Ⅲ－３－２－４－<u>４</u>は、主に銀行が単体自己資本比率及び単体レバレッジ比率を算出するに当たっての開示事項を定めたものであり、銀行が連結自己資本比率及び連結レバレッジ比率を算出する場合や銀行持株会社が連結自己資本比率及び連結レバレッジ比率を算出する場合には、適宜読み替えて適用するものとする。</p> <p>Ⅲ－３－２－６ 監督手法・対応</p> <p>（１）決算ヒアリング、<u>リスク管理ヒアリング</u>等において、開示の適切性等について確認する。併せて、いわゆる代表者確認書の作成に当たって、内部統制システムの有効性の確認をどのようにして行ったか確認する。</p> <p>（２）リスク管理債権・再生法に基づく開示債権については、その計数の信頼性が極めて重要であること等にかんがみ、<u>検査部局による検査結果通知後、法第 24 条に基づく報告を求め（Ⅱ－１－３－３参照）</u>、正当な理由がないにもかかわらず自己査定と検査結果の格差が大幅に認められる場合など当該銀行の自主的な改善努力に委ねたのでは当該銀行の法令等</p>	<p><u>なお、国、地方公共団体及び被管理金融機関に対する債権は正常債権に該当する。</u></p> <p>Ⅲ－３－２－４－<u>５</u> 自己資本の充実の状況等の開示（施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号二、第 19 条の 3 第 1 項第 3 号ハ、第 19 条の 5、第 34 条の 26 第 1 項第 4 号ハ、及び第 34 条の 27 の 2 関係）</p> <p>（略）</p> <p>（注）Ⅲ－３－２－４－<u>５</u>は、主に銀行が単体自己資本比率及び単体レバレッジ比率を算出するに当たっての開示事項を定めたものであり、銀行が連結自己資本比率及び連結レバレッジ比率を算出する場合や銀行持株会社が連結自己資本比率及び連結レバレッジ比率を算出する場合には、適宜読み替えて適用するものとする。</p> <p>Ⅲ－３－２－６ 監督手法・対応</p> <p>（１）決算ヒアリング等において、開示の適切性等について確認する。併せて、いわゆる代表者確認書の作成に当たって、内部統制システムの有効性の確認をどのようにして行ったか確認する。</p> <p>（２）リスク管理債権・再生法に基づく開示債権については、その計数の信頼性が極めて重要であること等にかんがみ、<u>検査結果通知後、法第 24 条に基づく報告を求め（Ⅱ－１－２（２）②二.参照）</u>、正当な理由がないにもかかわらず自己査定と検査結果の格差が大幅に認められる場合など当該銀行の自主的な改善努力に委ねたのでは当該銀行の法令等遵守態</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>遵守態勢やリスク管理態勢の整備等に支障を来たと認められる場合には、法第 26 条に基づく業務改善命令を発出するものとする。</p>	<p>勢やリスク管理態勢の整備等に支障を来たと認められる場合には、法第 26 条に基づく業務改善命令を発出するものとする。</p>
<p>(3)、(4) (略)</p>	<p>(3)、(4) (略)</p>
<p>Ⅲ-3-3 利用者保護のための情報提供・相談機能等</p>	<p>Ⅲ-3-3 利用者保護のための情報提供・相談機能等</p>
<p>Ⅲ-3-3-1 与信取引等（貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引）に関する顧客への説明態勢</p>	<p>Ⅲ-3-3-1 与信取引等（貸付契約並びにこれに伴う担保・保証契約及びデリバティブ取引）に関する顧客への説明態勢</p>
<p>Ⅲ-3-3-1-2 主な着眼点</p>	<p>Ⅲ-3-3-1-2 主な着眼点</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p><u>(4) 銀行取引約定書ひな型の廃止への対応</u></p> <p><u>平成 12 年 4 月に全国銀行協会の「銀行取引約定書ひな型」が廃止されたことを受け、各銀行が自己責任に基づいて一層の創意工夫を発揮すること及び顧客のより自由な選択を可能とすることが求められているが、この点に関する顧客への説明態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>なお、検証に当たっては、例えば以下の点に留意する。</u></p> <p>① <u>ひな型廃止と新銀行取引約定書の導入の趣旨等について、既存の顧客にも適切に説明を行う態勢が整備されているか。</u></p> <p>② <u>従来の銀行取引約定書を差し入れている債務者及び当該約定書に連署している連帯保証人からの求めがあれば、新しい約定書及び保証契約書への差し替えに応じる態勢が整備されているか。</u></p> <p>③ <u>なお、新銀行取引約定書を導入しないこととしている場合には、顧</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>客から求められれば、下記の金融制度調査会答申の考え方を踏まえ、客観的合理的理由について説明する態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>(参考)「我が国金融システムの改革について」(平成9年6月13日金融制度調査会答申抜粋)</u></p> <p><u>4. 金融機関等の利用者の保護</u></p> <p><u>(4) 各種約款等について</u></p> <p><u>銀行等との取引における各種約款については、例えば、約款等の写しの交付が必ずしも徹底されていない。また、条項によっては利用者にとって一方的、あるいは不明確であるという批判がある。今後、こうした指摘があることを踏まえ、銀行等と利用者との衡平の観点、利用者にとって契約関係をより明確に分かりやすくする観点から、銀行取引約定書、消費者ローンひな型等の各種約款等の見直しについて直ちに関係業者において検討が開始され、98年度中にも所要の措置が講ぜられることが必要であると考えられる。</u></p> <p><u>(5) 顧客との情報共有の拡大と相互理解の向上に向けた取組み (略)</u></p> <p><u>(6) 取引関係の見直し等の場合の説明</u></p> <p>借り手企業との取引関係の見直し等を行う場合の説明については、銀行の営業上の判断に即した本来の説明を的確に行う態勢が整備されることが必要であり、その際、金融検査や金融検査マニュアル等を口実とするなどの不適切な説明が行われないよう留意することが必要である。</p> <p>このため、下記の①から③の場合において、それぞれ下記のような適切な説明等の対応を行う態勢が整備されているかどうかについて検証するものとする。</p>	<p><u>(4) 顧客との情報共有の拡大と相互理解の向上に向けた取組み (略)</u></p> <p><u>(5) 取引関係の見直し等の場合の説明</u></p> <p>借り手企業との取引関係の見直し等を行う場合の説明については、銀行の営業上の判断に即した本来の説明を的確に行う態勢が整備されることが必要であり、その際、金融検査等を口実とするなどの不適切な説明が行われないよう留意することが必要である。</p> <p>このため、下記の①から③の場合において、それぞれ下記のような適切な説明等の対応を行う態勢が整備されているかどうかについて検証するものとする。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>①～③ (略)</p> <p><u>(7)</u> 苦情等処理機能の充実・強化</p> <p>① 苦情等の事例の蓄積と分析を行い、契約時点等における説明態勢の改善を図る取組みや苦情が多く寄せられる商品、取引の販売を継続するかどうかの検討を行うこととしているか。</p> <p>また、説明態勢の改善に取り組んだ後に販売、契約した商品、取引に関する苦情相談等を確認し、当該取組みの効果を確認することとしているか。</p> <p>なお、検証に当たっては、特に、Ⅲ-3-3-1-2 <u>(6)</u> (取引関係の見直し等の場合の説明) やⅢ-3-5-2 (苦情等対処に関する内部管理態勢の確立) に関する苦情等の取扱体制の実効性に留意する。</p> <p>②、③ (略)</p> <p><u>(8)</u> 不公正取引との誤認防止 (略)</p> <p>Ⅲ-3-3-4 外部委託</p> <p>Ⅲ-3-3-4-2 主な着眼点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 銀行は、以下に示す点など、その経営の健全性の確保の観点から総合的な検証を行い、必要な態勢整備(委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。)を図っているか。</p> <p>① (略)</p>	<p>①～③ (略)</p> <p><u>(6)</u> 苦情等処理機能の充実・強化</p> <p>① 苦情等の事例の蓄積と分析を行い、契約時点等における説明態勢の改善を図る取組みや苦情が多く寄せられる商品、取引の販売を継続するかどうかの検討を行うこととしているか。</p> <p>また、説明態勢の改善に取り組んだ後に販売、契約した商品、取引に関する苦情相談等を確認し、当該取組みの効果を確認することとしているか。</p> <p>なお、検証に当たっては、特に、Ⅲ-3-3-1-2 <u>(5)</u> (取引関係の見直し等の場合の説明) やⅢ-3-5-2 (苦情等対処に関する内部管理態勢の確立) に関する苦情等の取扱体制の実効性に留意する。</p> <p>②、③ (略)</p> <p><u>(7)</u> 不公正取引との誤認防止 (略)</p> <p>Ⅲ-3-3-4 外部委託</p> <p>Ⅲ-3-3-4-2 主な着眼点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 銀行は、以下に示す点など、その経営の健全性の確保の観点から総合的な検証を行い、必要な態勢整備(委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。)を図っているか。</p> <p>① (略)</p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>② 委託先の選定</p> <p>銀行経営の合理性の観点からみて十分なレベルのサービスの提供を行っているか、契約に沿ったサービス提供や損害等負担が確保できる財務・経営内容か、銀行のレピュテーション等の観点から問題ないか等の観点から、委託先の選定を行っているか。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>⑥ 情報提供</p> <p>委託業務の履行状況等に関し委託先から銀行への定期的なレポートに加え、必要に応じ適切な情報が迅速に得られる態勢となっているか。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ 緊急対応</p> <p>委託契約に沿ったサービスの提供が行われない場合にも、銀行業務に大きな支障が生じないよう対応が検討されているか。また、顧客に対して委託先に代わりサービス提供が可能な態勢等が整備されているか。</p> <p>⑨ (略)</p> <p>Ⅲ－３－６ 事務リスク</p> <p>Ⅲ－３－６－１ 意義</p> <p>事務リスクとは、銀行の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、銀行が損失を被るリスクをいうが、銀行は当該リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、業務の健全かつ適切な運営により信頼性の確保に努める必要がある。</p>	<p>② 委託先の選定</p> <p>銀行経営の合理性や銀行のレピュテーション等の観点から問題ないか等の観点から、委託先の選定を行っているか。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>⑥ 情報提供</p> <p>業務の重要性に応じて、委託業務の履行状況等に関し、委託先から必要かつ適切な情報が迅速に得られる態勢となっているか。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ 緊急対応</p> <p>委託契約に沿ったサービスの提供が行われない場合にも、銀行業務に大きな支障が生じないよう対応が検討されているか。また、業務の重要性に応じて、顧客に対して委託先に代わりサービス提供が可能な態勢等が整備されているか。</p> <p>⑨ (略)</p> <p>Ⅲ－３－６ 事務リスク</p> <p>Ⅲ－３－６－１ 意義</p> <p>事務リスクとは、銀行の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、銀行が損失を被るリスクをいうが、銀行は当該リスクに係る役職員の人事管理を含む内部管理態勢を適切に整備し、業務の健全かつ適切な運営により信頼性の確保に努める必要がある。</p>



主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ－３－６－２ 主な着眼点</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 人事管理に当たっては、事故防止等の観点から職員を長期間にわたり同一業務に従事させることなくローテーションを確保するよう配慮されているか。人事担当者等と連携し、連続休暇、研修、内部出向制度等により、最低限年一回、一週間以上連続して、職場を離れる方策をとっているか。職員教育において、職業倫理が盛り込まれているか。なお、派遣職員等についても、事故防止等の観点から、可能な範囲で職員と同様の措置を講じているか。</u></p> <p>(参考) 派遣社員に係る管理態勢の強化について(要請)(平成17年11月30日)</p> <p><u>(5) 営業拠点に関する事務管理 (略)</u></p>	<p>Ⅲ－３－６－２ 主な着眼点</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(4) 営業拠点に関する事務管理 (略)</u></p>
<p>Ⅲ－３－７ システムリスク</p> <p>Ⅲ－３－７－１ システムリスク</p> <p>Ⅲ－３－７－１－１ 意義</p> <p>システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い、顧客や銀行が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより顧客や銀行が損失を被るリスクをいうが、銀行の経営再編に伴うシステム統合や新商品・サービスの拡大等に伴い、銀行の情報システムは一段と高度化・複雑化し、さらにコンピュータのネットワーク化の拡大に伴</p>	<p>Ⅲ－３－７ システムリスク</p> <p>Ⅲ－３－７－１ システムリスク</p> <p>Ⅲ－３－７－１－１ 意義</p> <p>システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い、顧客や銀行が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより顧客や銀行が損失を被るリスクをいうが、銀行の経営再編に伴うシステム統合や新商品・サービスの拡大等に伴い、銀行の情報システムは一段と高度化・複雑化し、さらにコンピュータのネットワーク化の拡大に伴</p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>い、重要情報に対する不正なアクセス、漏えい等のリスクが大きくなっている。</p> <p>特に主要行等のシステムについては、元来、機能が高度である一方、大量処理が求められていることから、規模が大きく、構成が複雑である傾向にある。加えて、累次の経営再編によりシステム構成、システム運用体制が、一層複雑化していることから、特にシステム上の諸課題に的確に対応することが求められている。仮に主要行等において、システム障害やサイバーセキュリティ事案が発生した場合は、利用者の社会経済生活、企業等の経済活動、ひいては、我が国経済全体にも極めて大きな影響を及ぼすおそれがあるほか、その影響は単に一銀行の問題にとどまらず、金融システム全体に及びかねないことから、システムが安全かつ安定的に稼動することは決済システム及び銀行に対する信頼性を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(注) サイバーセキュリティ事案とは、情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行や DDoS 攻撃等の、いわゆる「サイバー攻撃」により、サイバーセキュリティが脅かされる事案をいう。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>い、重要情報に対する不正なアクセス、漏えい等のリスクが大きくなっている。</p> <p>特に主要行等のシステムについては、元来、機能が高度である一方、大量処理が求められていることから、規模が大きく、構成が複雑である傾向にある。加えて、累次の経営再編によりシステム構成、システム運用体制が、一層複雑化していることから、特にシステム上の諸課題に的確に対応することが求められている。仮に主要行等において、システム障害やサイバーセキュリティ事案が発生した場合は、利用者の社会経済生活、企業等の経済活動、ひいては、我が国経済全体にも極めて大きな影響を及ぼすおそれがあるほか、その影響は単に一銀行の問題にとどまらず、金融システム全体に及びかねないことから、システムが安全かつ安定的に稼動することは決済システム及び銀行に対する信頼性を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。</p> <p><u>また、金融機関の IT 戦略は、近年の金融を巡る環境変化も勘案すると、今や金融機関のビジネスモデルを左右する重要課題となっており、金融機関において経営戦略を IT 戦略と一体的に考えていく必要性が増している。こうした観点から、経営者がリーダーシップを発揮し、IT と経営戦略を連携させ、企業価値の創出を実現するための仕組みである「IT ガバナンス」が適切に機能することが極めて重要となっている。</u></p> <p>(注) サイバーセキュリティ事案とは、情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行や DDoS 攻撃等の、いわゆる「サイバー攻撃」により、サイバーセキュリティが脅かされる事案をいう。</p> <p><u>(参考) 金融機関の IT ガバナンスに関する対話のための論点・プラクティ</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(参考) <u>預金等受入金融機関に係る検査マニュアル</u>  <u>「システムリスク」とは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に利用されることにより金融機関が損失を被るリスクをいう。</u></p> <p>Ⅲ-3-7-1-2 主な着眼点</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 障害発生時等の対応            ①～⑦ (略)</p> <p><u>(注) 着眼点の詳細については、必要に応じ金融検査マニュアルを参照。</u>            (参考) (略)</p> <p>Ⅲ-3-9 システム統合リスク・プロジェクトマネジメント</p> <p>Ⅲ-3-9-1 意義</p> <p>Ⅲ-3-9-1-1 システム統合リスク</p> <p>主要行等のシステムについては、規模が大きく構成が複雑なことに加え、累次の経営再編によりシステム構成、システム運用体制が一層複雑化しており、</p>	<p><u>スの整理（令和元年6月）</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>Ⅲ-3-7-1-2 主な着眼点</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 障害発生時等の対応            ①～⑦ (略)</p> <p><u>(削除)</u>            (参考) (略)</p> <p>Ⅲ-3-9 システム統合リスク・プロジェクトマネジメント</p> <p>Ⅲ-3-9-1 意義</p> <p>Ⅲ-3-9-1-1 システム統合リスク</p> <p>主要行等のシステムについては、規模が大きく構成が複雑なことに加え、累次の経営再編によりシステム構成、システム運用体制が一層複雑化しており、</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>銀行業務におけるIT（情報通信技術）依存度の高まりやオンライン・リアルタイム・ネットワークの拡大と相俟って、システムの安全性・安定性の確保が重要な経営課題となっている。</p> <p>特に、合併等の経営再編に伴うシステム統合において大規模なシステム障害が発生し、経営陣が経営責任を問われる事態も発生していることから、合併等を行うに際し、システム統合リスク管理態勢の構築は最重要課題のひとつとなっている。</p> <p>（参考）<u>システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト（平成14年12月）</u></p> <p>①、② （略）</p> <p>Ⅲ－3－9－2 主な着眼点</p> <p>検証に当たっての基本的な着眼点は、「<u>システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト</u>」（平成14年12月）に示されているところによるが、以下は、主要行等の業態の特徴、規模、過去の事例から得られた反省と教訓等を勘案して、より具体化した着眼点を例示したものである。</p> <p>（1）～（15） （略）</p> <p>Ⅲ－3－10 海外業務管理</p> <p>Ⅲ－3－10－1 意義</p> <p>（略）</p>	<p>銀行業務におけるIT（情報通信技術）依存度の高まりやオンライン・リアルタイム・ネットワークの拡大と相俟って、システムの安全性・安定性の確保が重要な経営課題となっている。</p> <p>特に、合併等の経営再編に伴うシステム統合において大規模なシステム障害が発生し、経営陣が経営責任を問われる事態も発生していることから、合併等を行うに際し、システム統合リスク管理態勢の構築は最重要課題のひとつとなっている。</p> <p>（参考）<u>金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理（令和元年6月）別添「システム統合リスク管理態勢に関する考え方・着眼点（詳細編）」</u></p> <p>①、② （略）</p> <p>Ⅲ－3－9－2 主な着眼点</p> <p>検証に当たっての基本的な着眼点は、「<u>金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理</u>」（令和元年6月）別添「<u>システム統合リスク管理態勢に関する考え方・着眼点（詳細編）</u>」に示されているところによるが、以下は、主要行等の業態の特徴、規模、過去の事例から得られた反省と教訓等を勘案して、より具体化した着眼点を例示したものである。</p> <p>（1）～（15） （略）</p> <p>Ⅲ－3－10 海外業務管理</p> <p>Ⅲ－3－10－1 意義</p> <p>（略）</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ－３－１０－２ 主な着眼点</p> <p>(1) 本店及び海外営業拠点経営陣等による拠点経営・業務運営の適正な管理</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>人事管理に当たっては、事故防止等の観点から、役職員を長期間にわたり同一業務に従事させることなく、人事ローテーションを確保するよう配慮されているか。人事担当者等と連携し、連続休暇、研修、内部出向制度等により、最低限年一回、一週間以上連続して、職場を離れる方策をとっているか。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>Ⅲ－３－１０－２ 主な着眼点</p> <p>(1) 本店及び海外営業拠点経営陣等による拠点経営・業務運営の<u>役職員の人事管理を含めた適正な管理</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p>
<p>Ⅲ－３－１０－３ 監督手法・対応</p> <p>(1) 海外監督当局による検査結果、海外監督当局に届け出られた不祥事件等届出書などの報告を求め、これにより、海外営業拠点の監督・管理態勢に問題があると認められる場合には、業務運営の<u>国際化や金融コングロマリット化の進展に伴い、海外監督当局との連携強化の必要性が増すとともに、規制・基準の収斂の動きが加速している状況を踏まえ、関係する海外監督当局との連携を検討する。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>Ⅲ－３－１０－３ 監督手法・対応</p> <p>(1) 海外監督当局による検査結果、海外監督当局に届け出られた不祥事件等届出書などの報告を求め、これにより、海外営業拠点の監督・管理態勢に問題があると認められる場合には、業務運営の<u>国際化や国際的なグループ化の進展に伴い、海外監督当局との連携強化の必要性が増すとともに、規制・基準の収斂の動きが加速している状況を踏まえ、関係する海外監督当局との連携を検討する。</u></p> <p>(2) (略)</p>
<p>Ⅲ－４ 金融仲介機能の発揮</p>	<p>Ⅲ－４ 金融仲介機能の発揮</p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ－４－３ 監督手法・対応</p> <p>各種ヒアリングの機会を通じ、上記の監督上の着眼点に基づき、各金融機関における取組み状況をフォローアップしつつ、金融仲介機能が十全に発揮されるよう、金融機関を促していく。</p> <p>トップヒアリングにおいては、金融機関経営者から、金融仲介機能の発揮に関し、経営陣の主導性の発揮状況等を確認する。</p> <p>また、総合的なヒアリング等においては、営業現場の責任者等から、顧客企業との接触状況を含め、個別具体的な実践（現場における課題や本部との連携の状況を含む。）まで踏み込んで確認する。</p> <p>Ⅲ－５ 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮</p> <p>Ⅲ－５－１ 基本的考え方</p> <p>（略）</p> <p>（１）、（２） （略）</p> <p>（３）経営改善・事業再生等の支援が必要な顧客企業に対する留意点</p> <p>① （略）</p> <p>（注１） （略）</p> <p>（注２）仮に中小・零細企業等が経営改善計画等を策定していない場合であっても、債務者の技術力、販売力や成長性等を総合的に勘案し、債務者の実態に即して「金融機関が作成した経営改善に関する</p>	<p>Ⅲ－４－３ 監督手法・対応</p> <p>各種ヒアリングの機会を通じ、上記の監督上の着眼点に基づき、各金融機関における取組み状況をフォローアップしつつ、金融仲介機能が十全に発揮されるよう、金融機関を促していく。</p> <p>トップヒアリングにおいては、金融機関経営者から、金融仲介機能の発揮に関し、経営陣の主導性の発揮状況等を確認する。</p> <p>また、<u>必要に応じ</u>、営業現場の責任者等から、顧客企業との接触状況を含め、個別具体的な実践（現場における課題や本部との連携の状況を含む。）まで踏み込んで確認する。</p> <p>Ⅲ－５ 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮</p> <p>Ⅲ－５－１ 基本的考え方</p> <p>（略）</p> <p>（１）、（２） （略）</p> <p>（３）経営改善・事業再生等の支援が必要な顧客企業に対する留意点</p> <p>① （略）</p> <p>（注１） （略）</p> <p>（注２）仮に中小・零細企業等が経営改善計画等を策定していない場合であっても、債務者の技術力、販売力や成長性等を総合的に勘案し、債務者の実態に即して「金融機関が作成した経営改善に関する</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>る資料」がある場合には、これを「実現可能性の高い抜本的な計画」とみなして、「貸出条件緩和債権」には該当しないこととなる（「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」2. 検証ポイント及び監督指針Ⅲ－3－2－4－3リスク管理債権額の開示を参照のこと。）。</p> <p>Ⅲ－5－3 監督手法・対応</p> <p>本監督指針を踏まえた金融機関のコンサルティング機能の発揮に関する取組み状況について、ヒアリング等の監督事務を通じて把握する。</p> <p>トップヒアリングにおいては、金融機関経営者から、コンサルティング機能の発揮に関する取組み状況、本監督指針に定める態勢整備の状況及びそれらに関する経営陣の主導性の発揮状況等を確認するとともに、これらの取組みの着実な実施を促す。</p> <p><u>総合的なヒアリング等</u>においては、営業現場の責任者等から、顧客企業との接触状況を含めたコンサルティング機能の発揮の個別具体的な実践（現場における課題や本部との連携の状況を含む）まで踏み込んで確認する。</p> <p>Ⅲ－6 利用者ニーズに応じた多様で良質な金融商品・サービスの提供</p> <p>Ⅲ－6－1 総論</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 監督手法・対応</p> <p>決算ヒアリング、<u>リスク管理ヒアリング、内部監査ヒアリング</u>（Ⅱ－1－1－2参照）等を通じて、取組み態勢・取組み状況について確認す</p>	<p>る資料」がある場合には、これを「実現可能性の高い抜本的な計画」とみなして、「貸出条件緩和債権」には該当しないこととなる（Ⅲ－3－2－4－3リスク管理債権額の開示を参照のこと。）。</p> <p>Ⅲ－5－3 監督手法・対応</p> <p>本監督指針を踏まえた金融機関のコンサルティング機能の発揮に関する取組み状況について、ヒアリング等の監督事務を通じて把握する。</p> <p>トップヒアリングにおいては、金融機関経営者から、コンサルティング機能の発揮に関する取組み状況、本監督指針に定める態勢整備の状況及びそれらに関する経営陣の主導性の発揮状況等を確認するとともに、これらの取組みの着実な実施を促す。</p> <p><u>各種ヒアリング</u>においては、営業現場の責任者等から、顧客企業との接触状況を含めたコンサルティング機能の発揮の個別具体的な実践（現場における課題や本部との連携の状況を含む）まで踏み込んで確認する。</p> <p>Ⅲ－6 利用者ニーズに応じた多様で良質な金融商品・サービスの提供</p> <p>Ⅲ－6－1 総論</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 監督手法・対応</p> <p>決算ヒアリング、<u>リスク管理や内部監査に関するヒアリング等</u>を通じて、取組み態勢・取組み状況について確認する。これらを踏まえ、必要</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>る。これらを踏まえ、必要に応じて、監督上の対応を検討する。</p> <p>また、これらの取組みに当たって、商品・サービスのリスク・リターン特性や、融資に関する金利や収入の変動等に伴うリスク等について、適切な説明責任を果たすことが必要であるが、こうした説明責任については、「Ⅲ－３－３ 利用者保護のための情報提供等」を参照すること。</p> <p>IV 銀行持株会社</p> <p>IV－２ 主な留意事項等</p> <p>銀行持株会社の監督上の指針は、「<u>金融コングロマリット監督指針</u>」及び本監督指針の銀行に関する規定に準拠することを基本とするが、銀行持株会社の子会社である銀行の業務の特性等にかんがみ、以下の点にも留意する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>VI 外国銀行支店の監督</p> <p>VI－２ 主な着眼点</p> <p>(1) 本店及び支店経営陣等による支店経営・業務運営の適正な管理</p> <p>① (略)</p> <p>② 支店経営・業務に精通する支店経営陣及び本店派遣行員の選任と適正な配置が行われているか（我が国における支店業務の運営に十分な資質・経験を有する経営陣や業務運営・管理責任者の選任、及び、適正か</p>	<p>に応じて、監督上の対応を検討する。</p> <p>また、これらの取組みに当たって、商品・サービスのリスク・リターン特性や、融資に関する金利や収入の変動等に伴うリスク等について、適切な説明責任を果たすことが必要であるが、こうした説明責任については、「Ⅲ－３－３ 利用者保護のための情報提供等」を参照すること。</p> <p>IV 銀行持株会社</p> <p>IV－２ 主な留意事項等</p> <p>銀行持株会社の監督上の指針は、本監督指針の銀行に関する規定に準拠することを基本とするが、銀行持株会社の子会社である銀行の業務の特性等にかんがみ、以下の点にも留意する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>VI 外国銀行支店の監督</p> <p>VI－２ 主な着眼点</p> <p>(1) 本店及び支店経営陣等による支店経営・業務運営の適正な管理</p> <p>① (略)</p> <p>② 支店経営・業務に精通する支店経営陣及び本店派遣行員の選任と適正な配置が行われているか（我が国における支店業務の運営に十分な資質・経験を有する経営陣や業務運営・管理責任者の選任が図られている</p>



主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>つ妥当な人事ローテーションの定期的な実施が図られているか。)。            ③～⑧ (略)</p> <p>(2)～(11) (略)</p> <p>VI-3 監督手法・対応</p> <p>(1) 上記VI-2の各項目について、当該支店の業務等の特性も踏まえつつ、必要に応じ、定期的かつ継続的にヒアリングを行うこととする。また、外国銀行の母国本店等と直接的に対話を行う機会をとらえ、グループ全体及び支店における課題等に関する認識の共有に努める。あわせて、必要に応じ、本店等又は支店の内部監査部門が実施した当該支店に対する内部監査の結果についてヒアリングを行う。</p> <p>また、業務運営の国際化や金融コングロマリット化の進展に伴い、海外監督当局との連携強化の必要性が増すとともに、規制・基準の収斂の動きが加速している状況を踏まえ、母国監督当局との協力の枠組みを積極的に活用しつつ、母国監督当局や関係する海外監督当局との連携及び情報交換等を行うこととする。</p> <p>その上でこれらを通じて把握したグループ全体の課題等を踏まえ、それら課題等が支店経営・業務運営に及ぼす影響及び当該影響への対応状況について深度あるヒアリングを行うこととする。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>(注) 外国銀行支店が国際的に活動する金融コングロマリットに属している場合には、必要に応じ、「金融コングロマリット監督指針」を参照。</p>	<p>か。)。            ③～⑧ (略)</p> <p>(2)～(11) (略)</p> <p>VI-3 監督手法・対応</p> <p>(1) 上記VI-2の各項目について、当該支店の業務等の特性も踏まえつつ、必要に応じ、定期的かつ継続的にヒアリングを行うこととする。また、外国銀行の母国本店等と直接的に対話を行う機会をとらえ、グループ全体及び支店における課題等に関する認識の共有に努める。あわせて、必要に応じ、本店等又は支店の内部監査部門が実施した当該支店に対する内部監査の結果についてヒアリングを行う。</p> <p>また、業務運営の国際化やグループ全体での業務内容の多様化の進展に伴い、海外監督当局との連携強化の必要性が増すとともに、規制・基準の収斂の動きが加速している状況を踏まえ、母国監督当局との協力の枠組みを積極的に活用しつつ、母国監督当局や関係する海外監督当局との連携及び情報交換等を行うこととする。</p> <p>その上でこれらを通じて把握したグループ全体の課題等を踏まえ、それら課題等が支店経営・業務運営に及ぼす影響及び当該影響への対応状況について深度あるヒアリングを行うこととする。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>(削除)</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>VII 銀行業への新規参入の取扱い</p> <p>VII-1 銀行業への新規参入に係る免許審査及び免許付与後の監督上の対応等</p> <p>VII-1-1 意義</p> <p>これまで、コンビニ等の店舗網にATMを設置し主に決済サービスの提供を行う銀行、インターネット上でのみサービスの提供を行う銀行、主として中小企業向けミドルリスク・ミドルリターンの融資を行う銀行、といった新たな形態の銀行や特色ある銀行が設立されている。また、株主構成面では、事業会社等の異業種による銀行業への参入もみられるところである。</p> <p>新銀行の免許申請がなされた場合、又は、銀行主要株主認可申請がなされた場合には、当局としては、申請者の財産的基礎や人的構成等、銀行法に規定されている審査基準に合致しているか否かについて厳正に審査する必要がある。</p> <p>一般的には、新銀行の免許申請がなされた場合には、申請者が銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができるかどうかについては、申請者が行おうとするビジネスモデルに応じて、本監督指針や検査マニュアルに定める着眼点も参照すべきであるが、以下は、特に、当局が、銀行業への新規参入に関し、免許に係る審査及びその後の監督上の対応を行う際の着眼点を類型化して例示したものである。</p> <p>なお、具体的な審査手法としては、申請者より申請内容について十分なヒアリングを行うとともに、経営者の適格性や、銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行できる態勢整備の実態が申請内容と整合的であるかなどを検証するに</p>	<p>VII 銀行業への新規参入の取扱い</p> <p>VII-1 銀行業への新規参入に係る免許審査及び免許付与後の監督上の対応等</p> <p>VII-1-1 意義</p> <p>これまで、コンビニ等の店舗網にATMを設置し主に決済サービスの提供を行う銀行、インターネット上でのみサービスの提供を行う銀行、主として中小企業向けミドルリスク・ミドルリターンの融資を行う銀行、といった新たな形態の銀行や特色ある銀行が設立されている。また、株主構成面では、事業会社等の異業種による銀行業への参入もみられるところである。</p> <p>新銀行の免許申請がなされた場合、又は、銀行主要株主認可申請がなされた場合には、当局としては、申請者の財産的基礎や人的構成等、銀行法に規定されている審査基準に合致しているか否かについて厳正に審査する必要がある。</p> <p>一般的には、新銀行の免許申請がなされた場合には、申請者が銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができるかどうかについては、申請者が行おうとするビジネスモデルに応じて、本監督指針に定める着眼点も参照すべきであるが、以下は、特に、当局が、銀行業への新規参入に関し、免許に係る審査及びその後の監督上の対応を行う際の着眼点を類型化して例示したものである。</p> <p>なお、具体的な審査手法としては、申請者より申請内容について十分なヒアリングを行うとともに、経営者の適格性や、銀行の業務を的確、公正かつ効率的に遂行できる態勢整備の実態が申請内容と整合的であるかなどを検証するに</p>

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>当たり、必要に応じ、説明内容の裏付けとなるデータ等の追加資料の提出を求めることとする。</p> <p>また、預金保険法第 55 条の 2 第 4 項及び第 58 条の 3 第 1 項に規定する措置が具体的に講じられるかについても審査するものとする。</p> <p>(参考) 「預金保険法第 55 条の 2 第 4 項及び第 58 条の 3 第 1 項関連チェック項目」(様式・参考資料編 資料 1)</p>	<p>当たり、必要に応じ、説明内容の裏付けとなるデータ等の追加資料の提出を求めることとする。</p> <p>また、預金保険法第 55 条の 2 第 4 項及び第 58 条の 3 第 1 項に規定する措置が具体的に講じられるかについても審査するものとする。</p> <p>(参考) 「預金保険法第 55 条の 2 第 4 項及び第 58 条の 3 第 1 項関連チェック項目」(様式・参考資料編 資料 1)</p>
<p>VIII 銀行代理業</p>	<p>VIII 銀行代理業</p>
<p>VIII-3 銀行代理業者の監督に係る事務処理</p>	<p>VIII-3 銀行代理業者の監督に係る事務処理</p>
<p>VIII-3-1 一般的な事務処理</p>	<p>VIII-3-1 一般的な事務処理</p>
<p>VIII-3-1-2 所属銀行を通じた監督上の対応</p>	<p>VIII-3-1-2 所属銀行を通じた監督上の対応</p>
<p>(1) 監督手法</p> <p>銀行代理業者の監督に当たっては、<u>II-1-1-2</u>のオフサイト・モニタリングにおいて、必要に応じ、所属銀行が銀行代理業を委託する銀行代理業者に関する事項を含めるとともに、銀行代理業者に対してヒアリングを行う場合にも、併せて所属銀行に対してヒアリングを行うなどの対応をとることにより、銀行代理業者の健全かつ適切な業務運営の確保の状況及び所属銀行の経営管理態勢を確認することとする。</p> <p>その際には、VIII-1 及び VIII-2 を踏まえ、特に、銀行代理業者が他業を兼業する場合における抱き合わせ販売(融資)や情実融資等の不適切な取引方法を防止するための措置、顧客情報を適正に管理するための措置及び反社会的勢力との関係を遮断するための措置等が適切に講じられているか等について重点的にモニタリングを実施することとする。</p>	<p>(1) 監督手法</p> <p>銀行代理業者の監督に当たっては、<u>所属銀行に対する</u>オフサイト・モニタリングにおいて、必要に応じ、所属銀行が銀行代理業を委託する銀行代理業者に関する事項を含めるとともに、銀行代理業者に対してヒアリングを行う場合にも、併せて所属銀行に対してヒアリングを行うなどの対応をとることにより、銀行代理業者の健全かつ適切な業務運営の確保の状況及び所属銀行の経営管理態勢を確認することとする。</p> <p>その際には、VIII-1 及び VIII-2 を踏まえ、特に、銀行代理業者が他業を兼業する場合における抱き合わせ販売(融資)や情実融資等の不適切な取引方法を防止するための措置、顧客情報を適正に管理するための措置及び反社会的勢力との関係を遮断するための措置等が適切に講じられているか等について重点的にモニタリングを実施することとする。</p>

## 主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>また、所属銀行から提出される届出の記載事項などからも、所属銀行による銀行代理業者の実効性ある指導・監督が行われているか等を確認することとする。</p>	<p>また、所属銀行から提出される届出の記載事項などからも、所属銀行による銀行代理業者の実効性ある指導・監督が行われているか等を確認することとする。</p>